

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成19年11月7日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

11月7日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、監査委員・選挙管理・公平・ 固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（村上委員、三好委員）	
散会の宣告	74

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年11月7日(水) 午前10時 開会
午後5時4分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 山本善信 副委員長 三宅秀明 委員 三好義治
委員 野口博 委員 村上英明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 寺田正一 同室次長 中岡健二 同室参事 南野邦博
同室参事兼政策推進課長 有山 泉
同室参事兼人権室長兼人権推進課長 藤原堅太郎
秘書課長 井口久和 同課参事 橋本英樹 政策推進課参事 山口 猛
人事課長 山本和憲 人権室女性政策課長 牛渡長子
総務部長 奥村良夫 同部次長兼総務防災課長 杉本正彦
同部参事兼財政課長 宮部善隆 同部参事兼市民税課長 寺本敏彦
総務防災課参事 小原幹雄 法制文書課長 奥 幸市 情報政策課長 東角泰典
市民税課参事 柳瀬順一 固定資産税課長 入倉修二 同課参事 中西利之
納税課長 布川 博 同課参事 高元讓二 工事検査室長 角田猛志
会計管理者 小寺芳政 会計室長 阿久根俊二 同室長代理 寺西義隆
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 杉浦 徹
同局次長 川上孝也 同局参事 豊田拓夫
消防長 稲田晴彦 消防本部次長兼消防署長 石田喜好
同本部次長兼総務課長 浜崎健児 同課参事 明原 修 予防課長 水田謙二
警備第1課長 北居 一 同課参事 池澤弘員 警備第2課長 本山 勝
同課参事 樋上繁昭

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主査 中井真穂

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第5号 平成18年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。皆さんにはこのたびの総務常任委員ご就任、大変ご苦勞さまでございます。また、本日はお忙しい中、総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成18年度一般会計歳入歳出決算認定の件所管分ほか1件についてご審査を賜るわけでございますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。本日の委員会記録署名委員は三好委員を指名します。

審査の順序につきましては、まず最初に、認定第1号所管分の審査を行い、次に、認定第5号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、認定第1号、平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足

説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、28ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ9.0%、3億951万4,686円の増額となっております。これは老年者控除の廃止などにより課税所得が増額となったことや定率減税の縮減などによるものでございます。

目2、法人は、前年度に比べ18.9%、4億4,337万1,005円の増額となっております。これは主要企業の収益回復により法人税割が増額となったことによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ4.2%、3億7,300万5,864円の減額となっております。これは評価替えに伴い、土地については土地下落による路線価の見直し、家屋については従来分の家屋の減価によりそれぞれ評価減となったことなどによるものでございます。

項3、軽自動車税、目1、軽自動車税は、前年度に比べ3.2%、223万5,950円の増額となっております。

項4、市たばこ税、目1、市たばこ税は、前年度に比べ223.9%、14億1,699万2,390円の増額となっております。

項5、都市計画税、目1、都市計画税は、前年度に比べ5.4%、9,168万6,358円の減額となっております。

30ページ、款2、地方譲与税、項1、所得譲与税、目1、所得譲与税は、前年度に比べ114.1%、3億4,127万1,016円の増額となっております。これは平成18年度三位一体改革による国庫補助負担金の廃止・縮減の財源として移譲されたものでございます。

項2、自動車重量譲与税、目1、自動車重量譲与税は、前年度に比べ0.6%、

93万2,000円の減額となっております。

項3、地方道路譲与税、目1、地方道路譲与税、目1、地方道路譲与税は、前年度に比べ2.1%、106万3,000円の減額となっております。

款3、利子割交付金、項1、利子割交付金、目1、利子割交付金は、前年度に比べ24.7%、2,098万8,000円の減額となっております。

款4、配当割交付金、項1、配当割交付金、目1、配当割交付金は、前年度に比べ43.3%、2,008万3,000円の増額となっております。

款5、株式等譲渡所得割交付金、項1、株式等譲渡所得割交付金、目1、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ9.1%、521万円の減額となっております。

款6、地方消費税交付金、項1、地方消費税交付金、目1、地方消費税交付金は、前年度に比べ3.1%、2,941万9,000円の増額となっております。

款7、ゴルフ場利用税交付金、項1、ゴルフ場利用税交付金、目1、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ4.0%、11万5,298円の減額となっております。

32ページ、款8、自動車取得税交付金、項1、自動車取得税交付金、目1、自動車取得税交付金は、前年度に比べ1.2%、244万1,000円の減額となっております。

款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、前年度に比べ13.8%、6,526万1,000円の減額となっております。

款10、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税は、前年度に比べ5.6%、1,704万9,000円の

減額となっております。

款11、交通安全対策特別交付金、項1、交通安全対策特別交付金、目1、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ7.5%、149万1,000円の増額となっております。

34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料が収入されております。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料は、税務諸証明手数料、税務督促手数料などが収入されております。

52ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金は、府税徴収事務委託金が収入されております。

54ページ、款16、財産収入、項1、財政運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入でございます。

目2、利子及び配当金は、財政調整基金などの各種基金利子収入でございます。

款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金は、競艇寄附金、一般寄附金が収入されております。

56ページ、款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、市場池などの貸付収入の一部などで1,205万7,600円の繰り入れとなっております。

項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、財政調整基金から6億5,827万3,000円を取り崩し、繰り入れたものでございます。

目2、減債基金繰入金は、減債基金から1億4,500万円を取り崩し、繰り入れたものでございます。

目4、公共施設整備基金繰入金は、公共施設整備基金から800万円を取り崩し、繰り入れたものでございます。

目5、総合福祉会館再整備基金繰入金は、総合福祉会館再整備基金を廃止し、

14億5,065万5,996円を繰り入れたものでございます。

款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、市税延滞金となっております。

項2、市預金利子、目1、市預金利子は、各課の前渡資金に係る預金利子でございます。

58ページ、項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、家屋被害復旧資金貸付金償還金でございます。

項4、雑入、目1、雑入の主なものとしたしましては、大阪府市町村振興協会交付金、水道事業会計からの収入などがございます。

続きまして、70ページ、款20、市債、項1、市債につきましては、目1、民生債は、借換債、目3、土木債は、交通バリアフリー施設整備事業債及び借換債、目5、教育債は、小学校校舎整備事業債及び借換債など、目6、市民税等減税補てん債は、恒久的減税等による減収額の補てんのため起債したもの、目7、臨時財政対策債は、普通交付税の不足分の振り替えとして起債したものとなっております。

款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、9,896万2,829円で、その内訳は繰越事業充当財源が4,887万3,000円、平成17年度決算剰余金が5,008万9,829円となっております。

続きまして、歳出でございますが、78ページからの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の主なものにつきましては、82ページ、節11、需用費のうち消耗品費、総務防災課分は、市全体の一般事務用品の購入経費など、また、法制文書課分は、印刷用紙、書籍

追録代などがございます。

84ページ、節12、役務費のうち通信運搬費、情報政策課分は、インターネットに係る通信経費などがございます。

節13、委託料は、市例規集委託料などを、節14、使用料及び賃借料は、OA機器の借上料などを執行しております。

86ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、電子自治体推進協議会負担金を執行いたしております。

88ページ、節28、繰出金、財政課分は、児童手当に係る水道事業会計への繰出金を執行いたしております。

目2、文書広報費のうち総務部等に係ります主なものは、節12、役務費で、市全体の郵送料などの通信運搬費を執行いたしております。

90ページ、目3、会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費でございます。

目4、財産管理費は、庁舎や車両の維持管理経費などを執行いたしております。その主なものとしたしましては、節13、委託料で、庁舎清掃管理業務、庁舎総合管理などの委託経費を執行しております。

92ページ、目5、車両管理費は、各課管理車両の事故賠償金を執行いたしております。

96ページ、目10、電子計算費は、節13、委託料で、システム支援委託料やシステム改造委託料などを、節14、使用料及び賃借料で、電子計算機レンタル料や固定資産評価システム借上料などを執行いたしております。

102ページ、目16、財政調整基金費から104ページ、目19、土地開発基金費までの各基金費につきましては、剰余金、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。また、102ページの目17、公共施設整備基金費につきましては、総合福祉会館再整備基金

の積み替え分を積み立てております。

104ページ、項2、徴税費につきましては、目1、税務総務費から106ページ、目2、賦課徴収費で、税務事務に関する経費を執行いたしております。

次に、202ページでございます。

款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費では、地域防災計画修正業務委託料のほか、防災資機材の整備や防災無線システム、防災演習など防災対策に係る経費を執行いたしております。

続きまして、246ページでございます。

款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ30.0%、18億9,471万9,335円の減額となっております。

なお、借換債を除く実質ベースでは、前年度に比べ32.2%、18億4,391万9,335円の減額となっております。

目2、利子では、前年度に比べ15.5%、1億4,700万5,726円の減額となっております。

最後に、款11、諸支出金、項2、繰出金、目1、公共施設整備基金繰出金につきましては、公共施設整備基金からの借入金に係る元金償還金及び利子償還金でございます。

目2、総合福祉会館再整備基金繰出金につきましては、総合福祉会館再整備基金からの借入金に係る元金償還金及び利子償還金でございます。

款12、予備費、項1、予備費、目1、予備費につきましては、1,864万9,600円を充当いたしております。その内容は、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費で、退職手当金に1,163万3,937円、目5、車両管理費で、交通事故に係る賠償金に10

7万8,850円、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費で、火災などによる災害見舞金に292万円、項5、災害救助費、目1、災害救助費で、被災者に対する食糧費に6万2,533円、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費で、破損した消防用ホース購入に145万4,040円、款9、教育費、項5、社会教育費、目3、青少年対策費で、学童保育室の緊急修繕に150万240円を充当いたしております。

以上、総務部等の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 次に、寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 引き続きまして、平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計歳入歳出決算書の34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料、男女共同参画センター使用料は、摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつの施設使用料でございます。

44ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金、統計調査費委託金は、事業所・企業統計調査や工業統計調査などに係る委託金でございます。

46ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金、人権相談事務費補助金は、人権相談員等に係ります補助金でございます。

52ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金、人権啓発活動委託金は、人権啓発活動事業全般に係ります事業委託金でございます。

56ページ、款17、寄附金、項1、

寄附金、目1、寄附金、この寄附金につきましては、人権推進課と政策推進課で収入したものでございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入、雑収入につきましては、秘書課分といたしましては、平成18年度から市広報紙に広告を掲載をいたしました広告掲載収入でございます。人事課分として、臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金は事務処理上、市が保険料を一括して支払うため、対象者から個別に徴収しました掛金を収入としたものでございます。

退職手当水道事業会計負担金は、退職手当を一般部局と水道事業会計との勤続年数で按分し、精算したもので、昨年より2,259万9,130円の増収となりましたのは、平成18年度は7名が該当しており、昨年度より6名増加があったことによります。

派遣職員給与等負担金は、大阪府後期高齢者医療広域連合との派遣職員の取り扱いに関する協定書に基づき、同広域連合より派遣職員の給与等を負担いただいたものでございます。

なお、雑収入には、ほかに、政策推進課、女性政策課に係ります収入がございます。

次に、歳出でございますが、一般会計全体に係ります人件費関係の決算でございますが、決算概要20ページの給与費決算額調書に記載いたしておりますとおり、平成18年度に支出いたしました給与費の総額は70億866万4,362円で、前年度に比べ2.9%、1億9,596万2,798円の増額となっております。

給与費の内訳といたしましては、報酬で2億8,687万8,900円、給料で28億7,680万4,276円、職

員手当等で29億8,581万2,527円、共済費で8億5,916万8,659円の執行となっております。

そのうち給料では、前年度に比べ1.7%、4,930万4,403円の増額となっており、これは退職不補充等による職員数の減員があつものの、給料月額3%、または2%を減額いたしておりましたが、措置の期間完了に伴い復元し、増額となったものでございます。

職員手当等では、前年度に比べ9.0%、2億4,666万829円の増額となっておりますが、これは地域手当支給率の減などより、退職手当以外の諸手当の合計は、前年度に比べ1億7,952万5,597円の減額となりました。一方、退職手当が9億3,866万3,937円の執行で、前年度に比べ83.2%、4億2,618万6,426円の増額となったことによるものでございます。

報酬では、前年度に比べ9.4%、2,960万5,890円の減額となっております。これは国勢調査実施に係ります調査員報酬が、平成17年度に執行されたことなどによるものでございます。

次に、人件費以外の内容を一般会計歳入歳出決算書によりご説明を申し上げます。歳出の主なものといたしましては、決算書78ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、報酬では、人事課の公務災害補償等認定委員会委員報酬と産業医報酬を支出しております。

80ページ、報償費は、秘書課分として、市の対外的な記念品費用、人事課分は、職員研修の講師費用が主なる支出でございます。

82ページ、需用費及び84ページ、役務費につきましては、業務執行上必要な経費として支出したものであり、いず

れも必要性を十分精査し、執行に努めてまいったところでございます。

委託料につきましては、秘書課分として、派遣職員による秘書業務委託料、人事課分として、職員の健康管理に係る職員健康診断委託料、係長級昇任試験等の試験問題作成委託料や職員の階層別研修を管理職養成等研修委託料で執行をいたしております。

86ページ、負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、人事課に係る職員の教養研修費負担金と職員厚生会補助金でございます。

88ページ、目2、文書広報費で、秘書課分の主なものといたしましては、広報せつ並びにお知らせ版の発行に係る執行経費のほか、市制40周年を記念して発行いたしました市勢要覧や2年ごとに更新をしております公共施設案内用市内地図の発行経費とホームページ更新等に係る経費でございます。

92ページ、目6、企画費につきましては、政策推進課の事務執行に係る経費のほか、市民の皆様から要望が多く、検討を続けてまいりました公共交通網整備に係る施設を巡回するバスを運行する委託料と、市制40周年記念事業に係る経費でございます。

次に、96ページ、目12、女性政策費、報償費につきましては、大阪人間科学大学、大阪薫英女子短期大学のご協力のもとに実施いたしておりますせつ女性大学や市民に参加いただいております女性政策推進市民懇話会等に係る経費でございます。このほか、男女共同参画社会を目指すための経費が主なものでございます。

また、98ページ、目13、男女共同参画センター費につきましては、摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつ

の管理、運営に係る経費でございます。

102ページ、目15、諸費、負担金、補助及び交付金で、主なものといたしましては、摂津市人権協会補助金、財団法人大阪府人権協会分担金を執行いたしております。

114ページ、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費は、統計に係ります事務経費でございます。

また、116ページ、目2、指定統計調査費は、主なものといたしましては、平成18年度に行いました事業所・企業統計調査や工業統計調査などに係る経費でございます。

以上、市長公室の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 稲田消防長。

○稲田消防長 認定第1号、平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管事項につき、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、38ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可及び検査手数料、並びに罹災証明書発行等諸証明手数料でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、消防ヘリコプター運営補助金でございます。

67ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入の消防団員退職報償費は、10名の退職者報償金、近畿道救急業務実施市町村交付金は、近畿自動車道救急出動等交付金でございます。

続きまして、歳出でございますが、194ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の節9、旅費は、救急救命士養成等教育派遣及び職員研修派遣などでございます。

節11、需用費は、消防活動業務用品、防火衣や活動服等貸与被服の購入、及び緊急情報システム交換部品等の購入、並びに女性消防職員採用に伴う消防庁舎の改修、消防車両の修繕など維持管理費でございます。

196ページ、節12、役務費は、一般加入回線や専用回線電話代等の通信運搬費、救急救助活動用高圧ガス製造施設検査料及びボンベ充てん手数料、並びに車両の保険料などでございます。

節13、委託料は、消防庁舎の清掃及び庁舎設備等の保守管理や高度救命用資機材保守管理、並びに指令業務緊急情報システム保守管理などでございます。

節14、使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地借り上げ、及び隔日勤務職員仮眠用寝具の借り上げなどでございます。

198ページ、節15、工事請負費及び節18の備品購入費は、烏飼出張所配備の救助工作車の更新経費などでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営負担金及び救急救命士養成派遣や職員教育派遣負担金並びに消火栓新設・修理負担金などでございます。

続きまして、200ページ、目2、非常備消防費の節1、報酬は、337名の消防団員報酬でございます。

節8、報償費は、10名の消防団員退職報償金などでございます。

節9、旅費は、延べ212名の消防団員火災出動旅費及び訓練や歳末非常警戒並びに消防出初式等の費用弁償でございます。

節11、需用費は、消防団活動に係る貸与被服などの購入及び消防団所管の消防ポンプ自動車6台、小型動力ポンプ積

載車23台などの維持補修費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金及び消防団屯所の補修や消防車両更新等に対する消防施設整備費補助でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 杉浦局長。

○杉浦監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 認定第1号、平成18年度一般会計歳入歳出決算のうち、公平委員会・固定資産評価審査委員会・選挙管理委員会・監査委員事務局が所管いたしております項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、44ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、在外選挙人名簿登録事務に係る委託金でございます。

52ページの款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成19年4月8日執行の大阪府議会議員選挙に係る委託金で、第1回分として平成18年度に交付されたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、94ページの款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、各委員の報酬並びに事務的な経費でございます。

112ページの項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては、委員の報酬及び事務的経費でございます。

114ページの日2、府議会議員選挙費につきましては、平成19年4月8日に執行されました大阪府議会議員選挙に

係る平成18年度執行の経費で、主なものといたしましては、人件費のほか、節11、需用費では、選挙事務用品や啓発物品の購入費、入場整理券、啓発チラシの印刷代、節12、役務費では、入場整理券の郵送料、節13、委託料では、ポスター掲示場設営委託料、期日前投票所の設営委託料、節18、備品購入費では、計数機の購入などとなっております。

次に、116ページの項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、委員の報酬及び事務的な経費が主なものでございます。

以上、簡単でございますが、決算の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

村上委員。

○村上委員 おはようございます。

議員にならせていただきまして初めての総務常任委員会ということでありますので、しっかりとまた、勉強しながらこっちもやっていきたいと思っておりますけれども、ことし1年、またよろしく願いいたします。

まず、1番目なんですけれども、これ認定第1号の決算書28ページの方から先に質問をさせていただきたいと思えます。この中で、款1、市税、項1、市民税、目1、個人、節2、滞納繰越分というのが計上されております。この中で普通徴収ですね、これについては自営さん等々の方からの徴収ということなんですけれども、これが平成17年度、この滞納分として8,188件計上で、この平成18年度につきましては8,393件ということで205件、パーセントにして2.5%の増ということにもなっております。実は特別徴収、サラリーマンの方等々からの徴収というふうに聞いてお

るんですけれども、これにつきましても平成17年度につきましては856件、それから平成18年度につきましては919件ということで、これらにつきましても、前年度より63件ふえているというような現状でもございます。その中で法人市民税については、この滞納繰越分が減ということではあるんですけれども、この普通徴収、それから特別徴収について平成17年度よりも増ということにも数字を見ればなっておりますので、この市税につきましては、やはり全体的に申し上げますと地域社会の、この費用を住民が、それぞれ所得に応じて負担するという、基本的には地方税法等々からきておるといことなんですけれども、そういう中で、この滞納繰越分につきまして解消に向けてかなりご努力はされているというふうに思うんですけれども、その辺の解消への現状の取り組みにつきまして、それからまた、今後どうしていくんだということも踏まえて、この2点についてお聞きしたいというふうに思います。

2点目なんですけれども、これも決算書の同じ28ページなんですけれども、項2、固定資産税、目1、固定資産税、それから節2、滞納繰越分ということで、これも繰り越しの件なんですけれども、この中で固定資産税・都市計画税につきましても前年度と比較しまして393件ということでパーセントにしても9%増加しておるといことでもございます。しかしながら、その中で軽自動車税については前年度、平成17年度よりも減っているのは減っているんですけれども、平成16年度から比べますと139件ふえているというようなことでもございます。そういった中で、この固定資産税・都市計画税ですね、また、軽自動車税についても、この滞納繰越分についての、この解消とい

う旨を受けましての、この現状の取り組み、それからまた、今後の考え方についてお聞きをしたいと思います。

それから、決算書の59ページなんですけれども、款19、諸収入、それから項4、雑入、それから目1、雑入、節1、雑収入ということで、先ほどもちょっとご説明がございましたけれども、この広告掲載料というのが掲載をされております。その中で、この当初予算につきましては201万6,000円が計上されておりました、その決算につきましては193万2,000円ということで収入率96%ということであるんですけれども、これにつきましては、もともと自主財源を確保するということを目的というふうにも聞いておりますので、この予算に至らなかったという、そういう理由なり考え方につきましてご説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、次は決算概要の方なんですけれども、34ページでございます。この中に職員健康管理事業ということで、職員健康診断委託料ということで決算額としましては約600万円というのが決算されているということでございます。これにつきましては昨年度よりも約11万円減となっているということでございますけれども、この中で正職員の方の受診人数、それから比率についてお聞きしたいと思います。

それから、5点目なんですけれども、これも決算概要34ページでございますけれども、創造的人材育成事業、その中で管理職養成等研修委託料ということで決算額約219万円というのが執行されております。これらにつきまして、この研修の内容については、この事務報告書にも記載をされておるわけなんですけれども、この17年度等々と比較いたしまして、

新規分、また継続の研修についてお聞きしたいというふうに思います。

それから6点目なんですけれども、これも決算概要の35ページでございます。これは専門能力開発向上事業、教養研修費負担金ということで決算額約156万円というのが執行されておるわけなんですけれども、これは予算に対して執行率が78%ということになっております。これも平成17年度につきましても、ほぼ約78%執行ということですので、その辺の理由ということもちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、7番目なんですけれども、決算概要の38ページですね、地域情報化事業ということで、決算額が約516万9,000円ですね、執行率ということで99.4%と、ほぼ計画どおりということになっておるわけなんですけれども、この中で事務報告書の61ページにも記載をされておるんですけれども、この庁内のLAN端末につきまして445人に対して367台であるというような数字も載っておりました。したがって、1人1台は割り当てられていないということで、単純計算でいきますと1.2人の方で1台を使用しているというのが現状でございます。この現状について、どういうふうに認識をされておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、8点目なんですけれども、決算概要の38ページなんですけれども、広報事務事業ということで決算額1,785万8,305円というのが計上されております。この中で広報せつ15日号ということであるんですけれども、これも事務報告書に書いてあったんですけれども、発行部数が3万2,000部であるということの中で、この平成18年3月末の世帯につきましては約3万6,

000世帯ということで、約4,000の乖離があるということで、基本的にはこの広報せつつというのは市民の皆様方に市の政策なり、今の取り組み状況等をお知らせするというふうな、そういうふうなものだというふうに認識しておるんですけれども、この数字を見ますと、全世帯に行っていないなという思いがしますので、その辺の約4,000の乖離差につきまして、どのようにお考えになっているのかということをお聞きしたいと思いをします。

それから、決算概要の39ページなんですけれども、情報公開事務事業、情報公開審査会委員報酬ということで、これ決算額8万9,700円というのが計上されております。このどういう委員の方がなられているのかということと、報酬を出されたということで審査が行われたというふうに思うわけですけれども、どういう審査内容であったのかということをお聞きしたいと思いをします。

それから、10番目なんですけれども、決算概要の40ページでございます。これは庁舎管理事業、光熱水費というのが決算額で3,959万5,833円というのが計上されております。これは平成17年度決算と比較しますと約60万円減ということで、また、平成16年度決算と比較しましても260万円の減ということで、かなり光熱水費の削減にご努力されているのかなと、そういうふうに思っているわけですけれども、具体的な取り組み内容についてお聞きしたいというふうに思いをします。

それから、決算概要の41ページでございます。市立集会所管理事業、修繕料ということで決算額といたしまして551万938円というのが計上されております。これ17年度決算と比較いたしま

して約11万円の増ということでございますけれども、この平成16年度決算と比較いたしますと234万円の増額になっているのではないかとこのように思っております。その修繕、この平成18年度どういう内容の修繕であったのかということと、その集会所の箇所数をお聞きしたいというふうに思いをします。

それから、12番目なんですけれども、決算概要の41ページでございます。市立集会所管理事業、それから集会所器具費ということで、これ予算15万円計上されておりますけれども、決算額ゼロということでございます。そういった中でどういう計画で、この予算計上をされたというのか、お考えをお聞きしたいと思いをします。

それから、13番目なんですけれども、決算概要の46ページでございます。女性大学開催事業というのが決算額といたしまして40万560円計上されておるわけですけれども、その中で参加人数です、この平成18年につきましては約94名の方が増加されるということで、比率にいたしまして1.3倍というこの増加でございます。その増加につきましての取り組み内容についてお聞きしたいというふうに思いをします。

それから、14番目なんですけれども、決算概要の49ページでございます。人権啓発指導員雇用事業、人権啓発指導嘱託員報酬ということで、決算額といたしまして約414万円が計上されておるわけですけれども、これにつきまして、どういう方々をメンバーとされているのかと、どういう啓発指導をされているのかということをお聞きしたいと思いをします。

15番目なんですけれども、これはちょっと確認なんです、決算概要の57ページです、府議会議員選挙事業というこ

とで、執行率が79.8%ということでございます。これは府議会議員選挙というのは18年度の、平成19年3月31日の告示で、この31日から期日前投票が始まったということで、年度をまたがるということなんですけれども、この執行率の残の部分、この19年度に執行されるのかというのを確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、16番目なんですけれども、決算概要の120ページでございます。救急活動事業の中で印刷製本費の決算額がゼロということで、予算に対して決算がゼロということですので、その辺で理由をお聞きしたいと思います。

それから、17番目なんですけれども、決算概要の123ページでございます。防災対策事業ということで、地域防災計画修正業務委託料というのが決算額で約978万2,000円ほど計上されておられるわけなんですけれども、この修正計画の内容と、どういう理由があって修正されたのかというのをお聞きしたいと思います。

それから18番目なんですけれども、決算概要の123ページでございますけれども、防災資機材及び備蓄用品整備事業というのが決算額といたしまして約300万円というのが計上されております。そういった中で、この平成17年度と比較いたしまして、約70万円とですね、倍率にいたしまして1.3倍なんですけれども、増額していると。それから平成16年度と比較いたしましても1.5倍という形で増額しております。そういう形でどういう事業であったのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、19番目なんですけれども、これは事務報告書の11ページでございますけれども、公共施設案内の中で市内地図改訂版ということでございます。こ

れが、この事務報告書の中では1万5,000部作成されているということでございますけれども、この1万5,000部の配布、また活用方法についてですね、どういう形でされたのかというのをお聞きしたいと思います。

1回目は以上でございます。

○山本善信委員長 はい、杉本次長。

○杉本総務部次長 質問の10番目の光熱水費のところからご答弁させていただきます。光熱水費が若干減になっております。これについての原因と、どういう節約をしたのかということでございました。光熱水費につきましては、確かに年々若干ではございますが、減少しております。もちろんそういう省エネ等のことの意識というのも一つの理由かとは思いますが、ただ、大きいと思われまのが平成16年から電力料金の自由化というのがございまして、その中で契約電力を非常に細かく見直すという作業を総務防災課でやっております。契約電力量が小さくなれば、それだけ料金も少なくなるということでございますので、そういった理由で電気料金が相当下がったということが大きな理由ではないかなと思っております。

ただ、今後、電気の消費量等につきましても空調機器が相当経年劣化を起してきておりますので、今後適切なメンテナンス等に努めてまいりまして、また、できるだけその使用量を減らしたい。また、ただことしの夏なんかのように非常に暑い時期になりますと、そのまた使用量が若干増加しているという傾向がございまして、引き続き、その節約にも努めてまいりたいと考えております。

次に、集会所の管理のところでございます。修繕内容と箇所数ということでございますけれども、集会所につきまして

は18年度で大きい修理、屋根、外壁塗装、トイレの改修、室内の大きな改修といったもので9箇所約450万円を使っております。その他、集会所、相当古くなっておりますので水回り、雨戸、かぎとか、そういったフェンスの修理であるとか、そういった小修繕が26件ございまして、これで97万5,543円ということでございます。集会所につきましては予算がふえているというお問い合わせもございましたけれども、平成16年に集会所の施設全般をどの集会所がどの程度傷んでいるかということ調査いたしました。これを踏まえまして、年間の予算額の枠ではありますけれども、できるだけ早期の修繕をしていこう、外壁とか屋根とか機能を維持するための最低限の修繕は前倒しでもやっていこうということに決めまして、できるだけ与えられた予算の中で使えるだけ使ってやっていくというふうな考え方をしてやりましたので、若干17年度以降に予算がふえたということでございます。

集会所の器具費でございますけれども、確かに今年度は器具費使っておりません。18年度は使っておりませんが、集会所の器具費と申しますのは、当初、集会所を設置いたしましたときに市で買いました器具について、それが使用に耐えなくなった場合に使うということで、各管理者の方からのご要望に応じて支出するようにしております。18年度については特にいすとか備品関係がつぶれたということではなかったもので、そういう支出をしていないということでございます。

続きまして、地域防災計画の見直しの関係でございます。地域防災計画につきましては平成12年に前回、見直しをかけまして、それ以降、約6年たっており

ます。3年、4年ぐらい前の議会でもさまざまご議論をいただきまして、東南海・南海沖地震への対応であるとか、そういったものがあるのではないかとといったいろんなご意見がございまして、年次を追って、我々としても修正をかけてまいりますとお約束をさせていただいております、こういった中でいろんな法律、最近、防災に関しては非常にいろんな法律や国の方針等が出てまいっておりますので、そういったことも踏まえた改正ということで、例えば、先ほど申しました東南海・南海沖地震の防災対策計画、それから例えばつい先日も国が発表しておりましたけれども、地震被害想定等がどんどん出てまいりますので、そういったものに対する対応、また、本市もつくりましたけれども、ハザードマップ、浸水ハザードマップ等をつくっておりますので、これに防災計画も適合させるということ。また、最近の直近の災害等に対しての問題点等、例えば災害廃棄物の処理の問題、こういったものについても取り組んでおります。詳細はまた、見ていただけたらありがたいと思いますし、ぜひご一読をいただきたいと思っておりますが、そういったことを見直しをかけさせていただいたということでございます。

それから、防災資機材の増額の理由でございますけれども、これは18年度にAEDの導入を図り出しました。総務防災課としては2台を購入いたしております。幸いなことに日赤の方でご寄附を5台いただきましたので、昨年度については、そういう導入分2台の増額ということで、参考までに今年度については、あと5台を予定して、もう既に配備しております。教育委員会の中学校配備分は別ではございますが、本市公民館等への

配置について予算措置をして、また若干の増額となっておりますかと思えます。

総務防災課所管分については、以上でございます。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 それでは、平成18年度事務報告書61ページにありますOA機器管理事業についてお答えを申し上げます。これは地域情報化事業とももちろん関連があるものでございますが、庁内LANに接続されておりますパソコンは委員のおっしゃいますとおり367台であります。それに対して庁内で使われる職員の数445名、これは水道部の職員及び消防出張所、保育所、幼稚園、小・中学校の職員を除いております。これで計算しますと、この数字上は8割ほど行き渡っているような形には映りますが、現実にはネットワークに367台あるうち管理職には1人1台体制ができておりますが、一般の職員につきましては、掲載されております264台のうち60台が財務会計システムで使われておりますので、現実には204台しかございません。そうなりますと一般の職員につきましては5人で3台を使っておりまして、4割の方が使えていない状況にございます。また、中身につきましては530台のうち1998年のパソコン、いわゆるWindows98のパソコンでございますが、これが390台で80.2%を占めておりまして、現実的には新しいソフトウェアなどに対応するのが非常に難しい状況にあるかと思えます。ただ、これまでの厳しい財政事情がございましたので、経費節減の面から機器の耐用年数は普通六、七年でございますが、財政課とも調整を図りながら現在10年目に突入しておりますのが約8割でございます。これも職員の皆様方が節約に協力をいた

だいて経費削減に努めていただいております。おかげと考えております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 おはようございます。人事課に関係いたします3点のご質問についてご答弁を申し上げます。質問番号で申しますと4番ということになりますが、職員健康管理事業の健康診断の委託料に関するご質問でございます。この委託料につきましては、一般健診1次、2次の健診がでございます。また、腰痛・頸肩腕障害の特別健診なり、職員採用における健康診断等々の経費を執行しております。ご指摘のように平成18年度につきましては、17年度と比べまして約11万円の減額になっております。その要因といたしまして、一般健診につきましては約10万円の増額でございましたが、その他の健診につきましては約20万円なり21万円の減額になったためでございます。また、一般健診における正規職員の受診者数と受診率でございますが、17年度は職員764名に対しまして524名、68.6%、平成18年度につきましては756名中、501名で66.3%になっております。ただ、人間ドックのみを受診していただく職員もおります。人間ドックと一般健診を合計いたしますと平成17年度は740名受診いただきまして96.8%、平成18年度につきましては716名、94.7%ということになっております。未受診者の中には育児休業等々で受診できない方もございます。受診可能な方で受診をされない方につきましては本市看護師等が適時指導をいたしているところでございます。

質問番号の5番目で、創造的人材育成事業の管理職養成等の研修委託料でございます。平成18年度で17年度と比べ

何を新たに実施したのかということですが、事務報告書の21ページをご参照いただければ幸いです。そちら21ページの方に表題といたしまして、研修種別、3番目に研修内容等々を記載をさせていただいております。まず、管理職の方々の研修でございますが、新たに実施させていただいた研修は2番目の考課者研修並びに、その次3番目の新任課長級の研修でございます。続きまして、課長代理級の方々に対する研修で新たにさせていただいたのは、2番目のコーチング研修という内容でございます。一般職の方々につきましては5番目でございます自治体法務入門研修と6番目の政策形成基本研修を実施いたしました。

また、専門職員研修におきましては、徴収事務担当者の研修会、並びに環境問題職員の研修会をさせていただきました。派遣研修におきましては、一番下段に載っております折衝能力向上研修ということを新たに実施させていただいております。

続きまして、6番目の専門能力開発向上事業の執行率についてでございますが、この事業につきましては市民の多種多様なニーズに対応していくため、専門的な知識を習得、向上していくことを目標に事業を執行いたしております。予算組みの考え方といたしまして、各課から要求がありました派遣研修の内容を人事課の方でヒアリングをさせていただき、精査後、予算計上をさせていただいております。また、人事課といたしまして、全課の予算を人事課の方で計上いたしておりますので、急な法令改正等々のため不測の事態が起こる場合もございますので、その辺、全体を加味しながら人事課の方で一括計上をさせていただいております。

予算執行率につきましては各課において当初予定しておられた研修が日程の都

合、業務の都合等々で行けなかった。また、研修先が当初見込みより近場であった。また、類似の研修がございまして、より安価な研修に行っていた等々によるものであるというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○山本善信委員長 藤原参事。

○藤原市長公室参事 人権啓発指導嘱託員についてであります。選定基準につきましては内規を持っております。その内規を満たす方について、1年間の任期でもって市長が委嘱をいたしております。主な業務についてであります。人権問題の啓発推進について、あるいは職員、市民団体、市内企業等からの相談を受けたアドバイス、それと「人権なんでも相談」というのがございまして、その担当、それと研修会や講座等の講師業務などあります。勤務につきましては、現在3名いらっしゃるんですけども、お一方、1週間で2.5日の勤務であります。ただ、行事とか研修、あるいは講師業務等が入れば勤務については適宜業務に支障がないように勤務を変更してもらっているということになります。

例としまして、平成18年度、講師業務で45回行っていただいております。延べ1,564人の方に聴講をしていただいております。3名の方が交代で行っているんですけども、主担、副担で平均的な勤務ではないんですけども、全員が講師業務にも努めているということです。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課所管の女性大学開催事業に係るご質問にご答弁申し上げます。

女性大学の参加人数増加への取り組み内容ということですが、女性大学参加者延べ人数の増加につきましては、

平成17年度31名のご入学者であったものが、平成18年度につきましては41名の入学者がございまして、5月の開講から12月の卒業まで計13回の講義を延べにして386名に受講をいただいたものでございます。参加者増への取り組みとしましては、多くの市民の皆様にご受講いただけますよう身近なテーマから女性問題について考えていただけますよう毎年工夫をしております、平成18年度につきましてはテーマに「少子・高齢化社会」を取り上げました。その結果、子育て中の女性や介護問題に関心を寄せられる方など、幅広い年齢層の市民の方に受講をいただくことができたものでございます。

○山本善信委員長 布川課長。

○布川納税課長 個人市民税及び固定資産税・都市計画税並びに軽自動車税の滞納繰越分の件数についてご質問についてご答弁申し上げます。

平成18年度におけます市府民税の普通徴収及び特別徴収並びに固定資産税・都市計画税、また、軽自動車税の滞納繰越分消し込み状況でございますが、委員ご指摘のとおり増加しております。この市税消し込み処理件数は各金融機関から送付されておまして、領収済み通知書を処理した枚数でございます。分割納付など一部納付分を含んでおる件数でございます。増加の主な原因は平成18年度税制改正などによる市民税の課税などの課税額の増加等により分割納付を希望される納税者がふえたことが原因と考えております。

次に、滞納整理事務でございますが、納期限後に督促状や催告状を郵送し、その後、電話や臨戸訪問による納税交渉を重ねております。そして、納税交渉に応じない不誠実な滞納者に対しましては財

産調査を実施し、差し押さえ等の滞納処分を執行しております。

○山本善信委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、私の方から広報に関しましての質問にお答えいたします。

まず、歳入の広告掲載料についてですが、今年度、広報紙の有料広告掲載は、先ほど委員からおっしゃいましたように、自主財源の確保を目的に平成18年度からスタートしました。15日号、広報せつつの2面、3面の下2段を使って1回につき4枠の広告スペースを確保し、年間48枠で見込みましたところ、応募が46枠にとどまり、マイナス2枠となりました。18年度の広告社数の内訳としましては、市内事業者関係で10社、その内訳としまして1年間を通しての申し込みが3社、年4回掲載が1社、残り6社が1回ずつの掲載でした。広告掲載については広告主との需給の関係で成り立つものですが、19年度も同額を見込んでおります。引き続き、当初予算の48枠の広告確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、広報紙の発行部数についてです。広報せつつ15日号は、これまで自治会のご協力を得て各家庭に配布しております。それに伴う必要部数とそのほか駅、公民館など公共施設に配置する分を含めて3万2,000部の印刷です。世帯数との約4,000部の差につきましては、現在の配布体制の中で配布しきれない状況にあること、いわゆる在庫を避ける意味からも予算執行上、必要最小限度を見込んでの印刷としております。

続きまして、市内公共施設の地図です。市内公共施設の地図につきましては、16年度に作成したものを見直し、発行しております。見直し内容につきましては

市内医療機関の移転や新旧の見直し、バス路線図、特に鳥飼方面の公共施設巡回バスの新路線図、福祉会館の閉館などの見直しを行って、1万5,000部を発行しております。それらの配布につきましては、まず、市役所の市民課の窓口で転入者向けへの配布、それと公民館や図書館、市民サービスコーナーなど、公共施設でも受け取れる体制で配布しております。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 私からは府議会議員選挙事業に係ります残額について、ご説明させていただきます。

これは単年度予算ということで、予算編成をやらせていただいておりますので、この残額につきましては不用額になっております。それにつきましては繰り越し等についてはいたしておりません。予算時期におきましても、選挙期日が確定していないなどのことから若干多い目に予算編成をさせていただいたところでございます。執行に当たりましては精査しながら執行させていただきますので、この残額となったものでございます。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 それでは16番目の決算概要の救急活動事業の印刷製本費の未執行についてですが、この印刷製本費は、救急事案で特に社会的に影響のあるような多重衝突の交通事故とか、特異な災害など、記録する必要があると思われるものを記録しておるものでありまして、そのような事例がなかったということで今回、未執行というふうになっております。

○山本善信委員長 奥課長。

○奥法制文書課長 情報公開事務事業にかかりますものについてお答えいたします。情報公開の審査委員会の委員構成な

んですが、大学教授の方が2名、それから弁護士の方が2名、それから市議会議員経験者の方が1名、合計5人でございます。それから、審査内容につきましては、摂津都市計画道路事業千里丘三島線に係る用地明細の公開請求がございまして、これに対しまして、一部公開をいたしたんですが、それに対して異議申し立てがありましたので、その件につきまして審議をいただきました。それで3回審査会を開いていただきまして、そこで出席が延べ13名ということで6,900円の13名で8万9,700円ということになったものでございます。

○山本善信委員長 はい、村上委員。

○村上委員 どうもご答弁ありがとうございます。

先ほど、1番目、2番目に申し上げました滞納繰越分についてなんですけれども、やっぱりこれ市税が全体から見ますと、この収入の中で約3分の2を占めているということで、かなりこの市税というものにつきましては、この歳入面ではウエイトが大きいというふうに思っております。そういった中で、例えば滞納繰越分を合計しますと2億1,200万円ぐらいになるのではないかとというふうに思っておりますけれども、これは逆に考えれば、今回、平成18年度決算につきましては10年振りに経常収支比率が100を切ったというようなことなんですけれども、ほぼその実質収支額に匹敵するような、この滞納繰越額でありますので、その辺で、今後しっかりと、またそういう滞納繰越分につきましては取り組んでいただきたいなという思いもあるのとですね、また、他市におきまして、例えば今、地域で広がりつつあると思うんですけれどもコンビニさんですね、そういうところの収納業務というの

が、他市でも若干ふえつつあるのではないかというふうに思っております。そういった中で、このコンビニ収納につきまして、今、若干は取り組みをされているというふうに思うわけですが、コンビニ収納になれば逆に身近なところで、この納税ができるのではないかなど。今、コンビニさんにつきましては、現金が即おろせて、その横にこういう収納できるような端末機もございますので、そういうことを活用できれば、この滞納分も若干減って現年分がまたふえていくのではないかと、そういうふうに思っているわけですが、そういったところで、今このコンビニ収納に向けて取り組みをされているというふうに聞いておるんですけれども、その中で現状と大体おおむね、もしわかればこの辺を目途にということで、そのスケジュールについてお聞きしたいというふうに思っております。

3点目に質問させていただきました広告の掲載料の件でございます。今、ご答弁がありましたけれども、当初48枠だったのが、現実には46枠になったということでございます。そういった中で、この掲載の会社数につきましても10社ということでございますので、広告を見た限りにおきましては、ちょっと大きな会社ではないかというふうに思っておるわけですが、そういった中で、この広告の掲載料につきまして、この広報せつつの有料広告の掲載要綱というところに、掲載料ということで、4万2,000円というのが計上されておるわけなんですけれども、この単価設定の考え方についてお聞きしたいというふうに思います。

それから、4点目の件でございますけれども、この職員の健康診断の委託料の件でございます。この市としての受診、

また人間ドック等々を含めると、平成17年で96.8%、平成18年につきましても94.7%ということで若干ではありますが下がっているというようなこともございます。しかしながら、先ほどのご答弁の中で育児休暇、また業務等の関係でということもご答弁があったわけですが、基本的には行政といたしまして、やはりこの職員の方々の健康管理というのは十分確保するべきではないかなど、そういう意味で、この受診率というのはやっぱり100%に持っていくべきではないのかなど、そういうふうに思っておるわけですが、そういった中で今後の、この受診についての考え方につきまして再度、お聞きしたいというふうに思います。

それから、5番目に質問させていただきました管理職の養成等研修委託料の件でございます。先ほど事務報告書を見ながら新規等々の研修を教えていただいたわけなんですけれども、これ昨年と比較いたしまして1.5倍の決算額になっているというふうに思うんですけれども、新規がかなりふえてきたということで、私は認識しておるんですけれども、今後の研修のあり方につきましてお考えをお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、6番目に質問させていただきました教養研修費の負担金の件でございます。これにつきましては市民の多様なニーズ等々、そういう対応できるような形の専門的な研修を受講していただいているということで、これ執行率につきましても急な法改正等々に対応できるようにということで、若干の分を見込んでおられたということと、また、あと研修につきましても同様な研修があれば安価の方、また近距離のところに行っていた

だいたということでの執行率であると思います。これにつきましても、この研修につきましても昨年よりは若干ではありませんけれども、10%ほど増額ということにもなっておりますので、これについても今後の考え方ですね、この研修のあり方についてお聞きしたいと思います。

それから、7番目なんですけれども、地域情報化事業の件で、先ほどLAN端末に関しましてのご答弁があったわけですけれども、先ほどのご答弁の中で結局は5人に3台しか今っていないという現状でございます。これに対してはやっぱり今、国の方でもe-Japanなり、また、一昨年だったでしょうか、e-Japan 2というのが、そういう戦略が出たということもございます。そういった中では、やはり電子自治体を目指していこうということもありますし、また、その中でセキュリティの向上というのを言われておるわけですけれども、やっぱり今のこの社会情勢の中で、やっぱり1人1台というのは基本ベースで考えていくべきじゃないのかなと、そういうふうに思っておりますので、その辺で台数の確保について今後またしっかりと、また財政等々を見据えながらやっていっていただきたいと、そういうふうに思います。

そういった中で、先ほどもちょっとご答弁の中でありましたWindows 98ということで10年経過していると、これが端末台数でいくと80%あるということで、本当にかんりの数だなと、そういうふうに思っております。そういった中で、私も現実、会派の中で使っているわけですけれども、やっぱり時折固まってしまうような現状もかなりございますので、その辺のOSの交換について、どういうふうに考えておられるのかというのを再度ちょっとご答弁をお願いしたい

というふうに思います。

それから、8番目の広報事務事業の件でございますけれども、先ほど広報せつつ15日号の件で質問をさせていただきました。現実的には自治会配布、また公共施設等々には置いておられるということでございますけれども、その中で公民館等々、私も二、三か所回ってみますと、やっぱりこの15日、ちょっと前ぐらいになりますと残の数がやっぱり一けた、もしくは足らないような公共施設もあったように見受けられます。そういった中で、かなりこの公共施設等々からですね、この広報せつつというのは結構見ていただいているんだと、そういうふうに思うわけではあるんですけれども、現実、この数字から見ると全世帯には行っていないということでございます。

したがって、この広報せつつにつきましても毎年大体4月ぐらいには、今年度の予算内容とか、ことしは6月についてはこの健康づくりですね、「摂津みんな体操三部作」、そういったものを掲載されておりますので、より多くの方にやっぱり読んでいただけるといのが、この広報としての仕事というか、目標じゃないのかなと、そういうふうに思うわけでございます。そういった中でより多くの方には見ていただけるようなということで、今、1日号ですね、お知らせ版につきまして、今、全戸配布がされておる、その中で、次の15日号の、例えば概要を掲載するとか、そういうことをすれば、さらに見ていただけることができるのではないかなと、そういうふうに思うわけでございますけれども、これについてどういうお考えを持っておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、9番目の情報公開の審査委員会の報酬の件でございます。5名の方

で今回は1議案で3回開催をされたというふうにお聞きしました。これにつきましても今後また、これについてはしっかりと、また情報公開という今、社会の流れの中でしっかりと、これについてはやっていっていただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、10番目の庁舎の光熱水費の件でございます。先ほど電力の自由化とか、契約電力量の見直し等々、それから職員さんのご努力によりまして結局、毎年ここ数年、この光熱水費については下がっているということでございます。そういった中で今、特に壁面緑化というのがかなり各地域、広がりつつあると思うんですけれども、この庁舎の壁面緑化についてもちょっと考えていってはどうかと、そういうふうに思っておるわけでございます。そういった中で、この壁面緑化の考え方について、どういうものをお考えなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、11番目なんですけれども、集会所の修繕料でございます。先ほど屋根とかトイレとかで9箇所ということで、あと雨戸関係、また水回り関係ということで、この18年度につきましては修繕をされたということでございますけれども、この今51か所ですかね、集会所があるわけでございますけれども、この今後、やっぱり年数がかなり経過していくということでやっぱり老朽化というのはかなり進んでいくのではないかなと、そういうふうに思うわけでございます。それとあとこの少子・高齢化ということで、かなり高齢の方がふえていくというふうに思われますので、この修繕も含めてバリアフリーの対策ですね、この集会所につきまして、どういうお考えを持ってお

られるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、集会所の器具費なんですけれども、これは集会所を設立したときに市で購入したものがあろうということなんですけれども、具体的にどういふものなのか、その備品ですね、名前をちょっとお聞きしたいのが1点ですね。それとあとエアコンとか、そういうものにつきましては地域の方で基本的には設置するというふうに私も聞いておるわけなんですけれども、この中でやっぱりまだ、エアコンが整備をされていない集会所というのが時折見受けられます。現実、夏場なんかでも催し物をされているときにも窓を開けてされているとかいうことも現状ではあるわけなんですけれども、やっぱりこういう社会情勢の中でよりよい集会所ということに向けまして、エアコン等の器具費の設置につきまして若干の補助的なものを考えてはどうかと、そういうふうに思うわけでございますけれども、その辺の考えにつきまして、ちょっとご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、13番目の女性大学の件でございます。平成17年で31名、それから平成18年で41名の方が入学されたというふうにお聞きしておりますけれども、この中で、この平成18年度、新規の受講者数についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、人権の人権啓発指導嘱託員報酬の件でございます。人権につきましては3名で、1人、一日2.5日という形で稼働していただいているということでございます。年間で1,564名の方が受講をされたというふうに思いますけれども、この中でどういう年齢構成かについて、もしわかればお聞きしたいと思

いますので、よろしく願いいたします。

それから、15番目なんですけれども、府議会議員の選挙事業の執行率の件でご答弁をいただきました。この平成19年度につきましてしっかりと金額を精査していただいて、しっかりと執行していただくようお願いしたいというふうに思います。それと若干ちょっとずれるかもわからないんですけれども、このことしの7月29日に参議院議員の選挙がございました。そういった中で、この投票用紙の読み取り機を2台使われてされたと思うんですけれども、もしご答弁をいただけるならばのことなんですけど、どういう形で、この導入について、時間の短縮とか人数の短縮ということがあったのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、16番目の救急活動についてでございます。今、ご答弁の中で特に、この多重衝突とか、そういう必要なものがなかったということで執行はされなかったということではあるんですけれども、この救急に関しまして、今、うちの中では3台の救急車があるというふうに聞いております。その中で、この第1救急、第2救急、第3救急の件数についてお聞きしたいと思います。

それから、17番目の地域防災の件でございます。平成10年に1回修正をされて、それを受けて今回、改正をされたというふうに聞いております。そういった中で、先ほどのご答弁の中でハザードマップとか、防災計画が適合できるようにということで見直しをされたと、それから被害想定等々も見直しをされたということでございますけれども、3年前に新潟県中越地震が起こりまして、それ以降、若干この災害について各紙掲載のものが少なかったんですけれども、先週の金曜日ですか、再度新聞の方に防災等の

掲載をされまして、この震災につきまして市民の皆さんは少し意識がちょっと高まったというような形の中で、今、この避難所につきまして、私はどこの避難所に避難したらいいですかというのは基本的には地域の方で決めているというとか、行政としてはどうのこうのというのではないというふうにお聞きしたんですけれども、そういった中、基本的には近くの避難所ということになるわけでございます。そういった中では、やはり校区を越えないといけないような避難所も、また、その地域の方もあると思いますので、その辺の避難所設定の考え方についてお聞きしたいと思います。もしその辺で、どうしてもやっぱり近所の一番近い避難所にしてくださいねという形になれば、また、そういう内容のものを広報せつ々々でお知らせするのも一つの策ではないのかなと、そういうふうに思いますので、これ市民の方の不安を少しでも払拭していこうというような思いで、ちょっと話をさせていただきましたので、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、18番目ですね、防災資機材の件でございます。この金額等につきまして、AEDを総務で2台ですか、平成19年で5台の確保ということで金額が上がっているということでございます。この防災資機材につきましては、今、食べ物関係も一定の行政として備蓄をいただいているということなんですけれども、今、大阪府の方では、この震災が起きたとき等々にコンビニさんとの提携を何かされたのか、今進めておられるのかというお話も聞いたことがございます。そういった中である程度、この防災に関しまして資機材も、行政としては市民の命を守るという観点で一定のものは確保

しなければいけないとは思いますがけれども、この防災、来年来るとか、再来年来るとかという確定的なものではないので、そういう不確定なものに対しまして、ある程度お金を抑制できることはないのかなと、そういうふうに思いまして、例えばですね、コンビニさんとの提携もそうなんですけれども、市内の商店さんとか、各あとほかの事業所さん、会社さん等々ですね、提携をされまして、いざというときになったら何か物資をくださいねというような形の提携というのが一つ策としてあるのではないかなと、そういうふうに思うわけでございますけれども、この辺について、どうお考えなのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、これ最後19番目なんですけれども、市内地図の件でございます。今この1万5,000部の活用につきましては市民課等々の前で転入の方用とか、また公共施設に置かれているということなんですけれども、この1万5,000部というのは数字的にはかなりちょっと大きいのではないかなと、そういうふうに思うわけでございます。

それとあとちょっとお聞きしますと、平成8年ですかね、作成されて、全戸配布をしたと、平成8年というふうにお聞きいたしました。そういう中で、今この先ほどの防災の絡みもあるんですけれども、この地図につきましては避難所とか、あと公共施設等々が掲載をされておりますので、その辺で再度、この市民の方にそういうことを知っていただくという意味で全戸配布というのを一度考えてはいかがかなと、そういうふうに思いますので、その辺のお考えについてお聞きしたいと思います。

2回目、以上でございます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 それでは、人事課に関係いたします3点についてご答弁申し上げます。質問番号4の職員健康管理事業の件でございますが、事業の今後の考え方と受診率の考え方というご質問だったと思います。この事業につきましては労働安全衛生法等に基づきまして、職員への健康診断等々の実施につきましては、事業者としての責任が明記をされております。今後とも担当といたしましては、法令に基づきます事業者責任は果たしていかなければならないというふうに考えております。

続きまして、受診率に関するところでございますが、委員ご指摘のように、そういう事業者としての責任が明記されているということであれば、当然100%を我々も目指していきたいということでございます。先ほどの答弁で平成18年度は人間ドックとあわせましても約95%でございました。約40名の方が受診をされておられないという状況でございます。人事課におります看護師を通じて個々人に、翌年度には必ず受診するようというふうに指導をしておりますが、場合によりましては私も直接指導をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、質問番号5番、6番につきまして、一括でご答弁をさせていただければと思います。まず、5番目の創造的人材育成事業の決算額1.5倍になっているという点でございますが、先ほどご説明をいたしましたように新規の研修を何本かささせていただいております。その関係で決算額が約1.5倍になっているということでございます。専門能力開発向上事業の研修でございますが、こちらの方も約1割増になっております。こちらの方、派遣研修を中心に実施しておりますので、派遣研修に行かれた職員が

平成18年度につきましては294名、昨年度は246名でプラスの48名という延べの人数でございますが、増加をしております。そういう関係で執行率、執行額につきまして増加をしております。

両事業の今後の考え方でございますが、平成17年度に撰津市人材育成の基本方針という冊子を作成させていただきました。この基本方針に目指す職員像として五つの内容を掲載しております。人事課といたしまして職員適正化計画により職員が減になるということからいたしますと、職員の能力、個々の能力向上、スキルアップは当然必要になってくるというふうに考えております。

その観点からも含めまして、この両事業とも今後とも継続してまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 そうしましたら私の方から光熱水費の関係で壁面緑化のところからお答えしたいと思います。壁面緑化の有効な手段ということで、よく話題になるんですけども、本市でも環境対策課が中心になりまして各小学校や、また環境センターにおいてそういう取り組みをされているというふうに聞いております。本庁につきましては、庁舎の規模、構造、また最近、大分地震で傷んだやつ、そのメンテナンスの問題等から若干導入するのは難しいのではないかなとは考えておりますが、また、そういった改修等ができるときにはそういった視点も取り入れたことを考えてまいりたいなというふうに考えております。

次に、集会所の修繕に関する考え方とございますか、バリアフリーも含めてということでございますけれども、本市、確かに51か所ございます。修繕だけでも

年間、一生懸命やっておりますけれども、500万円の中ではなかなか維持が難しいというのは実情としてはございます。ただ、集会所につきましては、行財政の実施計画等において以前に施設の老朽化を踏まえて統廃合等、適正配置を検討するということも言われております。ただ、我々所管している日々、管理をいただいている自治会の地元の方等とお話をしているとなかなかこれをいきなり取り上げるようなことはできないなという、率直な感想は持っております。その中でできるだけ機能を改善していくと、改善というか維持していくという方向で努力をしていきたいと考えております。

なお、先ほどありました、もちろんバリアフリーについても、これは当然あれば、あった方がいいに決まっていると言えば決まっておるんですけども、こういったこともなかなか予算の都合もありますし、できておりません。ただ、こういう改修とか室内改修とかトイレの水回りをやったときに手すりをつけたり、できるだけ段差を少なくしたりということで、そういう視点を持って改修には取り組んでおります。ただ、集会所につきましては、一例ですけれども、第3集会所、鶴野にございますけれども、これ昭和44年に開設されまして、昨年ようやく改修をいたしました。この間1回も改修をしていないというような実情もでございます。そういったところの手当をできるだけしていくということに、我々は主眼を置かざるを得ないのではないかと、こういうふうに考えております。

集会所器具費でございますけれども、具体的に言いますと、開設時に入れております机、いす、また後になりまして湯沸かし器、ポットですね、こういったものも入れたりもしました。あと扇風機等、

こういったものについては市の備品で賄っております。エアコンとか冷蔵庫、また、物置等、そういったものは各管理者なり自治会のご要望で設置をお届けいただいて、費用は地元でお願いするという形をとっておりました。各集会所の実情にあわせてやっていただくということで、今のところ、そういうものに対する補助については考えてはおりません。

次に、避難所の件です。避難所の設定の考え方ということでございますけれども、避難所というのはご承知のように小・中学校、各公共施設ということになりますので、ここに避難所が要るからつくるというよりも、むしろ公共施設の配置に準じてということが前提になっているのが実情でございます。その中で、その設定はどうするのかということでございますけれども、我々、やはり近くにあること。それから代替がきくこと、例えば避難所が1か所あっても、それが使えなくなる可能性も十分考えられますので、そういう小学校がだめでも中学校が使えると。または公共施設が使えるといったことで設定を、今回の地域防災計画の中での見直しなどにつきましてもしております。

また、地域防災計画の中では、いわゆる避難路、避難所とか避難路の決定については一定の基準が国の方から出されておりますので、それに基づいて決めておるということでございます。それから資機材の件で、大阪府がコンビニとの協定をしているのではないかというお話でございます。確かに平成17年に大阪府とか関西の広域連携協議会というところがございまして、そちらと大阪府なり各都道府県、大阪市、京都市、神戸市等が提携を結ばれております。水道とかトイレとか、そういったものを支援しましょう

ということで、摂津市内のコンビニ、数えてみますと30数か所、もう既にごございます。そういったところでも当然その協定に基づいて支援をいただけるものと考えております。

それで、あと備蓄の関係なんですけれども、確かにそういう市内事業者等との協定が結べれば非常にありがたいことではあるのかなと思いますけれども、やはり一方でご商売でございますので、その辺との関係、また、大規模なチェーンストア等については、やはり大阪府の方から今働きかけをされているようでございまして、例えば大手の、摂津市内でしたらオークワさんとか、そういったところについては府との話し合いをしていただいて、できるだけ協力しますというお返事にはなっているようではございますけれども、具体的な協定というのは、まだ我々のところには届いてきておりません。あと小規模な事業所との協定ということも念頭に置かれているのかとは思いますが、これについては各規模の問題とか、それに対応いただけるのかどうかという今後の課題ではないのかなというふうに思いますけれども、やはり小規模な商店とかについては、やはりその依然として地域の一員であるということをもってご協力いただけたらなというふうに我々は考えております。

○山本善信委員長 藤原参事。

○藤原市長公室参事 人権啓発指導嘱託員の講師派遣についての受講をされた方の年齢構成であります。現在、年齢構成については調査をいたしておりません。

と申しますのは、すべてが依頼を受けまして講師派遣をしております関係で、その団体とか、あるいは研修テーマについてはお互いに話をしながら進めていくんですけれども、どういう年齢構成である

かについては現在とっておりません。ただ、指導嘱託員等の話の中では簡単なアンケート、と申しますのは今、人権週間であるとか、あるいは平和月間であるとかというところで参加された市民の方にアンケートをとっているんですけども、それと同じようなアンケートをとってはどうかということで今、検討をいたしておるところであります。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性大学開催事業にかかわります2回目のご質問にご答弁申し上げます。平成18年度の新規受講者数が何名であったのかというご質問でございますが、女性大学につきましては市民の皆様がご自身の興味、関心のあるテーマ設定の場合に繰り返しご参加をいただいている場合もございますので、全く新規の方が何人いらっしゃったかということについて詳細の把握はできておりません。しかし、前年度から継続してということで申し上げますと、平成18年度41名の入学者のうち17年度から引き続きご参加いただいた方が18名でございましたので、新たにご参加いただいた方が23名となっております。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 先ほどの庁内LANのOSの交換についてはどうお考えですかというご質問でございますが、現在5人に3台しか一般の職員にはパソコンが行き渡っておらないのが現状でございます。しかも、そのWindows98はご承知のように10年前にWindowsとして日本に出回った製品でございます。この10年間でコンピューターの機器や、それから携帯電話、それから通信のネットワーク化などが非常に急速に進んだということもありますし、Windows98では新しいソフトに対応で

きないということも委員のご指摘のとおりでございます。今、パソコンが壊れて、もう修繕が不可能で交換しているパソコンが、この3年間で毎年10台ずつ発生しております。これだけ高速の大容量のデータとかソフトを使おうとしようとする今機械ではもういっぱいいっぴいかなと、それと職員の皆さんにつきましても、かなりこの10年間辛抱をしてきていただいているかなという感じがいたします。

です。現在Windows98が80.2%を占めておりますが、今後、10年ぶりに、できれば国のe-Japan戦略2、平成15年7月に策定されましたが、電子自治体推進の一つの事業として職員、パソコン1人1台体制の整備を掲げておられて、そのようなことからできれば財政事情を十分勘案しながら何とか1人1台体制を目指してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、有料広告の4万2,000円の単価設定について、まずお答えいたします。有料広告掲載の実施に当たりましては、先行して広告掲載を実施している自治体について広告の大きさ、面積、広報紙の発行規模、そして、掲載料を調査しました。広告主は一定スケールメリットを求めることから人口規模の小さい団体では広告掲載料は比較的安く設定されておりました。ところで本市では当初の自主財源確保の趣旨から一定同規模の団体を参考に4万2,000円に設定したものです。

続きまして、広報紙の配布の関係でご答弁いたします。広報紙は発行後、市のホームページにPDF形式で掲載し、読んでいただける環境を設けているところです。また、ご指摘の公共施設での部数

が少なくなっている件につきましては、前月号などを含めて残部数が少なくなった場合ですね、各公共施設から連絡をいただき対応をしていきたいと考えております。また、15日号の概要の予告という件につきましては、年度当初に各担当課の方から掲載依頼に基づき各号の編集作業を進めております。15日号の特集記事などの概要ということになりますと編集作業との絡みがありますので、確定している分での見出しなどの予告などを検討してまいりたいと考えております。

市内地図についてです。1万5,000部の作成部数につきましては、これまで13年度、16年度に作成してきました、その配布状況を見たときに必要部数と判断いたしまして1万5,000部の作成をいたしました。これは2年間での配布を考えております。全戸配布につきましては単純に必要部数を増額した場合、相当な予算がかかることが考えられます。ですので、当面2年ごとの作成といたしたいところですが、作成した際には広報でお知らせするなどを講じまして、市民への周知を図ってまいりたいと考えております。なお、行財政改革の折ですので、今後市民ニーズを見ながら全戸配布については考えてまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 布川課長。

○布川納税課長 コンビニ収納の取り組みについてご答弁申し上げます。

平成15年4月の地方自治法施行令の改正により市が指定したコンビニでも収納が可能になりました。平成18年度までに大阪府下でコンビニ収納を実施した市は寝屋川市をはじめ10市であります。コンビニ収納につきましては現在、全庁的に平成20年4月のオープンシステムの本格稼働に向けて移行作業を行って

るところでございます。平成20年度は、このオープンシステムの安定稼働を最優先に進めてまいります。安定稼働を確認した後にコンビニ収納の導入を検討してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 投票用紙分類器の件につきまして、ご説明させていただきます。従前からの開票事務につきましては開票終了が深夜遅くになっておりまして、従事者の大きな負担になっているだけでなく、開票費用がかさむ要因にもなっております。選挙管理委員からは開票の時間の短縮を図り、なおかつ選挙の時期によっては従事者の確保に従前から苦慮をしているところであることから、従事者の人員の削減を図れないかとの意見もあり、事務局で検討してきたところでございます。その結果、この7月に実施いたしました参議院議員通常選挙におきまして投票用紙分類器を2台使用し、従事者の削減と開票時間の短縮を図ったところでございます。その結果、前回の参議院議員通常選挙に比べまして、職員の配置で127名から105名、22名の削減し、終了時間についても約1時間短縮することができました。なお、今回は初めての導入で、この機械については、なれないこともありましたので、今後はその経験を生かし、開票作業の手順については分類器の導入にあわせた方法に変えまして、より効率的な開票を行っていく考えでございます。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 それでは、18年中の救急出動件数4,123件の内訳ですが、現在3台の救急車を運用しておりますが、第1救急が3,114件、第1救急が出動している際に救急要請があった場合に第2救急ということになるわけ

ですが、これが833件、なお2台の救急車が出動している際に要請があった第3救急が174件となっております。

なお、3台の救急車はできるだけの対応はしておるわけですが、3台の救急車がすべて出動しているときに救急要請があり、相手の了解を取った上で消防車で搬送したという軽症事例が2件あります。

○山本善信委員長 暫時休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本善信委員長 それでは、休憩前に引き続き再開します。

村上委員。

○村上委員 午前中もいろいろと答弁をいただきましてありがとうございます。

3番目に質問させていただきました広告掲載料とか、広告収入の件でございますけれども、先ほど4万2,000円の単価設定等々のご答弁がございました。しかしながら、より多くの中小企業さん等々も含めまして、この掲載していただけるといふか、掲載しやすいような単価設定なり枠の大きさ等々をですね、今後しっかりとその辺は考えて摂津市内の中小企業さんがもっとPRしていただけるような形で単価設定なり、その辺をちょっと検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それともう1点、この広告掲載に関しましてですね、申込書が今PDF化になっているかと思っております。したがって、こういう他市も含めまして、こういう申込書についてはインターネットで取り出すときに、ワード形式にしている行政等々もございまして、その辺で、この広告の有料形態等々を含めまして、このPDF化じゃなくて、ワード化ですれば、まともっと申し込みについてもしやすいのではないかなと、そういうふうに思いま

すので、よろしくお願いいたします。

それから、4番目の職員の健康診断の委託料の件でございます。これにつきましては、平成18年度につきましては、まだ40名の未受診等の方もおられたということで、今後も100%に向けて取り組んでいくというお話もございました。やっぱり病気になる、ならないというのは、なかなか自覚症状等もない方もおられるようにも聞いておりますので、その辺で早期発見ですね、早期治療に向けた形での、もしご病気になられた方、職員等々の方につきましては、またそういう最短の日数で職場復帰できるように向けまして、この受診率を100%に向けて取り組みをお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、5番目の管理職の養成等の研修の委託料の件でございますけれども、これも今新規等々の研修もかなりふえてきているようなところもございまして、これも役職での必要な知識もやっぱりあるかと思っております。その上で、さらに上の役職を目指していただけるような形での研修も含めて、この士気向上も今後しっかりと研修の中で取り組んでいただけるように、またよろしくお願いいたします。

6番目の教養研修費負担金の件でございます。これにつきましても参加人数が17年よりも18年の方がふえたというお話もございました。そういう中で今後は直接の研修を今、要するというようなこともかなりあると思うんですけれども、現在取り組んでおられるという話ですが、極力この同じ研修にはやっぱり複数の方が行かれるということではなくて、極力人数を抑えていただいて、それを水平展開していただけるような形をとれば、さらに受講者が、今度また、講師となるよ

うな立場でお話しされるわけですから、その方についても、またスキルのなレベルも、また向上するのではないかなと、そういうふうに思いますので、こういう水平展開も含めてですね、もっと広がりを見せていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

7番目の地域情報化事業の件でございますけれども、先ほどパソコンのことでお話をさせていただいておったんですけれども、やっぱりWindows 98等々では、新しいソフトでは2000以前のものはだめとか、そういうのもかなりやっぱり出てきておりますので、その辺を含めて、このOSの交換ですね、今後また財政等々もあると思いますけれども、その交換ですね、早急に進めていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、8番目の広報事業、広報せつつの件でございます。これちょっと一つお聞きしたいのですけれども、今、新聞の一般紙等々では、さらに文字の拡大に取り組んでおられるようにも聞いております。そういった中で、この広報せつつにつきましても、今年の7月15日号からでしたでしょうか、1行13文字が12文字にして文字数を大きくしたということもあるんですけれども、今後そういった一般紙等々の動向も踏まえて、さらにポイント数、文字ポイントの大きさを拡大してはどうかと思いますので、その件だけ1点お聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

10番目の光熱費の件で壁面緑化の件につきましては、愛知県の安城市というところが取り組みをされておまして、これプランター、今はヘチマとかゴーヤといったつる性の葉の大きいものを何か500本植えられたということで、結局

これはことしの7月から9月まで毎日、朝8時15分に温度の測定をしたということだったんですが、その中で、この外壁を緑化した部屋と、ない部屋とはですね、晴れた日は5度ちょっと差が出てきたと。それから最大で14度の、そういう差があったということもございましたので、そういったことでこの光熱費の削減とか、またコンクリートの劣化防止等にも若干役立つと、そういうふうに思いますので、この辺はちょっと進めていっていただきたいなと思います。

それとあと、この愛知県の方につきましては、このヘチマとかゴーヤを3回、市民の方に無料で配ったということも載っております。そういったことで、こういったものにつきましてはの市民との交流を深める意味でもよいのではないかなと思いますので、こういったことで、緑化につきましてもちょっと進めていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、11番目の修繕料、集会所の件なんですけれども、今後、高齢化も含めましてバリアフリーにつきましても進めていっていただきたいなという、要は高齢化対策ということではあるんですけれども、その中で摂津はまだ全国平均、また府下平均と比較しましても4ポイント、5ポイントぐらいですかね、高齢化率が低いということがあるのですけれども、今後、この高齢化率は上がる一方だと思いますので、その辺で高齢化対策の一環ということでバリアフリーについても、またしっかりと取り組んでいっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、12番目の集会所の集会所器具費の件でございます。これいろいろと予算等々の絡みもあるかもしれません

けれども、今後そういった地域のさらなる、集会所の活用をしていただけるような、推進をしていただけるような形の中で、このエアコン等の補助について、またちょっとご検討を、またしていただきたいなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、13番目の女性大学の件でございますけれども、新規で23名ですか、継続が結局18名ということでございます。この新規の方をふやすということも、これからも必要だとは思いますが、その一方で、この受講された方については今後どういう形での活動をしていただけるのかということが一つのポイントだと思いますけれども、その辺について、この受講後の方々の活動について、どういうお考えがあるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、14番目の人権啓発の件でございますけれども、やっぱりこれは人権というのはどこまでもどういう立場であっても、やっぱり必要だと思いますので、その辺でこういう人権啓発につきましては今後もしっかりと、また継続していただければと、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、15番目の選挙の件でございますけれども、先ほど約1時間の短縮と、あと人員の22名削減という話もございましたので、この読み取り分類器につきましては、今後また、導入していただけるような形で財政等の関係もありますけれども、ご検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、16番目の救急活動の件でございます。先ほどご答弁の中で第3救急も174件という、要は3台、目いっぱい出ているというようなことも174件あるということで、なおかつ第4救急

についても2件あるということでもございました。そういった中で、このことしの広報せつつの7月号ですかね、こういった形で軽症者の救急活動が5年で1.6倍というような数字も出ておりました。その中で特にふえているのが軽症者の数が平成14年は1,770件であったところが、この平成18年は2,338件までということ、かなり伸びているというようなこともございます。そういった中で、この軽症者の搬送につきまして、一応こういう広報で本当に救急車が必要ですかというような形での掲載をされておられますけれども、今後この人員の増加についてどういうようにお考えになっているのかというのを一つお聞きしたいと思います。

17番目の地域防災の件でございまして、震災等もあるんですけれども、要はもう一つハザードマップ、洪水のときですね、要はハザードマップを見ますと摂津市内おおむね1メートルないし2メートルが冠水するよなということ載っておりますので、この辺については特に小学校の体育館でもやっぱり水の下に沈んでしまいますので、床上ですね、そういうこともありますので、洪水時の避難となれば、要は学校の2階、3階というところしかないのかなと、そういうふうに思っています。そういった中で、なかなか市民の方も、もしもの場合ですね、そういった中で、なかなか市民の方も、もしもの場合ですね、この八万五、六千の市民の方が一斉に避難するということはなかなか今の避難所では対応は難しいと思いますので、その辺で前にも一度お話をさせていただいたとは思いますが、マンションとか、高層ビルを持っている会社とか、そういうところにも避難できるような形での提携という

んですかね、そういうことも今後ちょっと考えていていただきたいなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、18番目の備品の件でございます。これにつきましては18年度の事務事業評価の中で、この情報収集用のオートバイの導入というものが若干見送られたということもなっております。そういった中で、ことしだったですかね、2台の寄附をいただいたというようなこともございました。この2台のバイクですね、ことしの9月に行われました防災訓練等々で走っていただいたというふうに思いますけれども、この情報収集用のオートバイですね、この平成18年の事務事業評価に載っておりますので、今後の導入計画について1点お聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の19番目の市内地図の件でございます。先ほど予算の関係等々もございまして、全戸配布はなかなかというお話もございました。そういった中で一つの案としてですね、広報せつにも広告を載せておりますけれども、そういった広告を載せた形の地図をつくって、少しでも、この摂津市の財政をちょっと負担を下げて、そうすればですね、また全戸配布できるような予算措置もできるのではないかなど、そういうふうに思いますので、その辺はちょっと要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、広報紙の文字、活字の大きさについて私の方から答弁させていただきます。平成18年7月号の広報から、それまでの1段13文字の表示から現在の1段12文字に変更

し、そのときで約19%の拡大を図ったところでもあります。最近の新聞の活字の大きさにつきましては、1段11文字の大きさでありまして、さらに大きくする傾向にあることから、今後の高齢化社会に配慮していくことが求められていると認識しております。文字サイズの変更には文字サイズの変更に伴って情報量を減らさないよう1日号、15日号の紙面のレイアウト等の調整を進めるとともに、字の大きさが同じでも使用するフォントによっては濃くはっきりと見える字体、線がほっそりしている感じがある字体などがあります。採用する字体とともに広報紙の見やすさの充実に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 最後の資機材、防災資機材の件で若干回答する部分がございますのでお答えします。情報収集用のオートバイということが確かに平成18年の事務事業評価の中で、我々総務防災課でいろんなことを検討する中で出てまいりました。どのような事業でもそんなんですけれど、防災対策というのは、とにかくどこまでやってもゴールがないですし、すぐ必要なものもあれば、いやこういうものがあれば非常にいいなという我々の希望みたいなレベルまでさまざまなアイデアや手法を検討いたしたりいたします。情報収集のオートバイについても、確かに事務事業評価で我々の、そのあればいいなという部分を記載したというのが実情なんですけれど、ただ、行政内部の政策決定の一提案というような形で我々を行ったもので、余り外部にどうこうという思いは余りなかったものですから、現実には予算の制約もあり難しいもんだらうなということで、予算の計

上までは至っておらなかったのが総務防災側の対応でございました。

ただ、そういうことも踏まえながら消防の方ではいろんなことをご検討されていたようで、そういう市民からの、そういうご寄附とかの際に、そういうオートバイ等をことし配備されて、我々が行いました防災訓練で実際に市民の前で走っていただいているということで、非常に我々としては喜ばしいことだと思っております。ただ、今後の増車とか、そういうことは防災の担当としては、もう特には考えていないというのが実情かなと思えます。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 女性大学で学ばれました市民に対しまして、今後どのような活躍の場を提供するのかというご質問でございましたが、女性大学は大学での学びを通じまして教養を深めていただくとともに、さまざまな場面で主体的に行動できる女性の人材育成が大きな目的でございます。これまでの女性大学の長い歴史の中では、一人の女性として、またグループ活動において継続的にご活躍の方もおられますけれども、女性大学の学びを男女共同参画センターを拠点とするグループ活動につなげまして、センターにおける活動の中で実践いただくという流れであったため、積極的に活躍の場を提供できていたかということについては、改めて検証すべき課題であると考えております。

新たに策定いたしましたせつ女性プランにおきましても、審議会などへの女性の参画促進を最重点の推進項目の一つとしておりますので、現在、女性大学のあり方そのものを見直し、カリキュラムを再構築して女性の人材バンクにつなげるような形を、検討を重ねておりまして、

女性大学の卒業生が各種審議会委員としてご活躍いただくことも女性の人材活用の場の選択肢の一つとなるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 救急件数、特に軽症者の増加に伴う対応についてであります。ご指摘のとおり年々救急出動件数は増加の一途をたどっております。その原因の一番は軽症と思われる救急事案であります。救急は緊急に医療機関に搬送しなければならない方のためのもので、本来救急が必要なとき到着時間が伸び、一刻を争う重傷者を待たせてしまうことが懸念されています。

そこで対策といたしまして、ホームページで救急車の正しい利用法及び救急テレガイドで市内の救急病院を紹介いたしております。また、7月15日号の広報せつにつに救急車の正しい使い方を掲載いたしました。さらに地域の防災訓練、各小学校区の自主防災訓練、その他あらゆる機会をとらえまして、救急車の正しい使い方をお願いしており、その際に「救急搬送がピンチ」と題したパンフレットを配布しています。

11月中旬ごろには高齢者用、幼児用の家庭内での事故、例えば転倒事故やお風呂での溺水、たばこやお餅、おもちゃなどの誤飲などによる窒息、熱湯でのやけどなどの事故、事例と、その予防法、応急手当をホームページに掲載し、また小冊子を作成いたしまして、防火講話、防火訓練時などに対象者に配布し、市民の皆様の救急に対する理解を求めてまいります。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上委員 8番目の広報事業の広報せつつのポイント数、文字ポイントの数につきまして、大きくするというようなこと

でございましたので、これも一つの高齢化へ向けての一つの一端として、今後、そういった社会状況と同様に、この文字ポイントについてもしっかりとまた、大きくしていただきまして、その中で面数をふやせば、また予算の絡みも出てきますので、その辺で配置等も考えてですね、この文字については、しっかりとまた拡大していただけるように、より読みやすいようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、13番目の女性大学の件でございますけれども、今後カリキュラムとか審議会等々を踏まえてというご答弁でございました。やはりこの女性大学、やっぱり学んでいただく限りにおいては、自分の教養の向上も一つの方策かもしれませんが、やっぱりそれのみならずですね、自分で得たものをやっぱりほかの皆さんにも教えていっていただけるような形での今後の、また体制づくりというんですか、そういうものをちょっとまた、考えていっていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、16番目の救急活動の件でございます。先ほど防災訓練等々でのパンフレットの配布、また今、11月中旬に向けて高齢者、幼児向けの、そういうパンフレットも作成されるということでございます。やっぱりいろいろ皆さんに応急処置というものを習得していただけることが、この救急に対しての一步、電話するかどうかというところになるかと思っておりますので、その辺で今、本当に第3救急までも結構いっていますし、第4救急というお話もございましたので、そういうもし第3救急が出ておられた後に、さらにそれ以上のもし救急、交通事故等々があれば、なかなか対応しづらいという

ことも考えられると思っておりますので、そういった形で、この救急活動について皆さんの、市民の方に、この応急処置等々を広く知っていただけるような形で、また今後しっかりと啓発をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、防災資機材の件でございます。先ほどのオートバイ、予算の件等々ということもございまして、また、先ほども申しあげましたように、既に消防の方で2台、モトクロス用だったと思うんですけれども、それが2台、情報収集用として配備をされているということでございます。そういった中で、やっぱりこの防災につきまして、いつ起こるかかわらないということもございまして、そういった情報収集、もし必要ならばですね、例えば郵便局のバイクをちょっと借りるとか、また、そういうことで民間さん等の提携も含めて、この防災については長い計画を持って取り組んでいっていただきたいなど、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

はい、三好委員。

○三好委員 それでは、質問をさせていただきたいというふうに思います。できるだけ課別に質問をしていきたいというふうに思いますが、ただ途中でまた、課が飛ぶ場合もあります。ご容赦いただきたいというふうに思います。

まず、決算書28ページからずっと歳入にかかわる部分での質問をしていきたいと思うんですが、まず、普通会計の平成18年度決算は歳入が311億4,700万円と、対前年度比が14億8,600万円の増となっております。決算概要を見ますと固定資産税が評価がえに

よる評価額の下落で3億7,000万円減収、そして、税制改正による個人市民税が3億1,000万円、法人市民税が4億4,300万円、たばこ税で大幅な増収があったために対前年度比が17億800万円の増収になったというのが、先ほどの説明にもありました。歳出についても同様に309億2,200万円の対前年度比13億6,000万円の増となっております。これらの結果、実質収支を1億5,900万円と黒字にはしておりますが、実質単年度収支を5億1,300万円の赤字として行っております。この点について、私は質問をしていきたいのが、市税収入が対前年度比17億800万円増収ならば、実質単年度収支をなぜ赤字で計上したのかお伺いしたいと思います。これも平成16年度、平成17年度は財政が大変厳しいと言いつつも、それぞれ実質単年度収支は平成16年度で2億2,700万円の黒字、平成17年度は14億1,200万円の黒字で計上され、今年度との考え方の違いについて、まずお聞かせいただきたいと思っています。

それから、たばこ税についてでございますが、臨時収入の扱いについての考え方でございます。これも決算書28ページの中で市たばこ税ということで入っておりますが、まず、たばこ税の収入増は、これは期限つきであって臨時的な財源という位置づけで運用すべきだというふうに私は思っております。そういった中で財政再建計画が、まだ私は道半ばであり、たばこ税の増収を除く歳入で運用すべきだと思いますが、このたばこ税での収入の考え方についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、これも一連の決算書28ページとか、決算概要27ページでもいろい

ろ読み取れるんですけども、経常収支比率の件でございますが、これにつきましては、もう何回となしに総務部長、並びに各議員からの質問も含めて、いろいろとる説明も伺ってまいりました。経常収支比率につきましては、摂津市は平成8年から10年連続で経常収支比率が100%を超え、財政は極端に硬直しておりました。18年度の決算で久々に95.2%と前年度より14.8%改善して、ようやく100%を下回ってきたのが、18年度の決算状況でございます。前年度対比で14.8%改善された理由と将来見通しについて聞きたいというふうに思っております。

それから、実質公債費比率が平成17年度の制度改正によって公になりました。この平成17年度は単年度で30.3%、3か年で26.4%と全国ワースト4とも5とも言われた結果となりました。平成18年度でも幾分か好転はいたしました。25.7%と大阪府下ワースト1であり、財政運営上、全国的に汚点を残した結果となっております。大変市民に不安を与えた結果だというふうに私は思っております。平成17年度の公債費償還のあり方が適切な財政運営であったのか、この点についてお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、今後の見込みについてどういうふうに見られているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

それから、一時借入金についてのご質問をさせていただきたいと思いますが、決算概要の19ページの一時借入金、これ合計いたしますと約39億600万円を一時借り入れを行って財政運営のやりくりをさせていただきました。こういった財政運営につきましては、今日までの財政当局に対しましては高い評価もいたしたいと思っていますし、そして、敬意も表

しておきたいというふうに思っております。ただ、歳入構造面から見てでの自主財源が235億2,729万円、依存財源が85億2,870万円の歳入構造となっているのが本市の歳入構造でございます。特に一時借入れ時期が、出納閉鎖時期である4月から5月に集中している理由とその内容についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。また、それぞれの借入先が特定目的基金とか水道企業会計からで、地方財政法並びに上位法令に抵触していないのかが大変気になっているところでございます。この点についてもお聞かせいただきたいと思えます。

もう1点は、それぞれ借入先の利率がまちまちである。これは短期、長期は十分わかっているつもりでございますが、この利率の決定した根拠と、当時、市中金融機関の利率は幾らであったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、市民税課でございますが、個人市民税と法人市民税の増額につきまして、先ほど総務部長の説明ではある程度わかったんですが、より具体的に、その決算書の28ページでは個人市民税3億1,000万円の増収、法人市民税4億4,300万円の増収、税制改正による増収、そして、経済が上向いてきた法人市民税での増収というふうに伺っておりますが、法人割も含めて、それぞれ個人市民税の上がった要因と、もう少し詳しく教えていただきたいというふうに思っております。

それから、次に、秘書課についてでございますが、決算概要の32ページの秘書業務委託料で予算が666万4,000円で計上されておりました、この秘書業務委託料は派遣社員のことと思えますけれども、その委託と派遣の違いを、ま

ず教えていただきたいというふうに思っております。

次に、秘書課の中での広報せつ及び広報せつお知らせ版についての質問でございますが、決算概要38ページで広報事務事業及び事務報告書の11ページで、先ほど村上委員からの質問がありましたけれども、広報せつ並びに広報せつお知らせ版が発行されておまして、部数もまちまちでございますが、市民へはそれぞれどのように渡しているのか、改めてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

次に、政策推進課でございますが、公共施設の巡回バスの運行試行事業について、お聞かせいただきたいというふうに思っております。これにつきましては決算概要の42ページで公共施設の巡回バスの試行の予算が計上されておまして、予算額が518万1,876円で計上されております。これまで長きにわたって市内循環バスをいろいろと模索をしまして、計画していた当時は3,000万円の調査費用を組みながら、なかなかそれに踏み込めなかった時代を今思い出しておまして、それが短期ではございますが518万1,876円で約5か月間運行が可能となって、今、まさに循環バスは運行されておまして、現在は、予算は交通対策課の方に予算は移管されておりますが、この平成18年度では政策推進課が所管だということの中で、その範囲の中でご質問をさせていただきますが、その試行期間中で乗客数の把握とコース変更についてのご検討がなされたのかどうかというところについてお答えいただきたいというふうに思っております。

次に、子どもの安全・安心都市宣言の啓発事業について、ご質問させていただきます。

きますが、決算概要43ページで、まさに昨年、本会議では2月23日に全会派一致で決定をして4月1日から子どもの安全・安心都市宣言を関西でもいち早くやってきたわけでございます。その精神に基づいた中で、それぞれ取り組んでいたんですが、ただ、啓発活動にとどまっているのではないかなという一方での不安要素がありまして、こういった取り組みをされてきたのか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

もう1点、政策推進課での企業誘致資格審査会の運営事業についてお聞かせいただきたいと思いますが、決算概要での43ページの企業誘致資格審査会の運営事業が計上されておりまして、決算も上がっておりますが、この中での審査委員がどのような方であって、何回程度会合をされたのか、何人ぐらいの委員会であったのか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

次に、人権推進課でございますが、人権問題に関する行動でだれが参加したのかをお問いをしたいと思います。事務報告書の33ページで人権問題に関する主な行事ということが記載をされておりまして、月日、それから行事名、内容、開催場所等々が記載をされておりますが、どうも他の事務報告書の内容と差異がありまして、他の事務報告書の中では、この中で何名ぐらい参加してというのが事務報告書に記載をされておりまして、また、決算概要を見ますと、この人権推進課の中では、この人権問題に関する主な行事ということが予算計上をされていなかったように思っているんですが、その辺についてお答えいただきたいというふうに思っております。

また、人権相談について、これは先ほど村上委員からの質問もありましたけれ

ども、歳入で決算書47ページの人権相談事務費補助金、それから概要で49ページでも人権相談事業委託料。歳入の決算書では人権相談事務費補助金が125万円、補助金が下りております。決算概要で、これに携わっていると思われる項目では人権相談事業委託料が22万円ですね、22万円の執行しかされていないと、この人権相談事務費補助金という補助金の使える範囲について、お答えいただきたいというふうに思っておりますし、また、相談の年間件数が74件となっております。先ほど相談員については内規に基づいて適切にやっていますというふうにご答弁ありましたが、その内規の中身についてお答えをいただきたいと思っておりますし、相談員がどのようなぐいの中で選考されてきたかということについてお答えいただきたいというふうに思っております。

それともう1点は、決算書の57ページの人権推進課にかかわる一般寄附600万円が歳入で入っておりますが、この寄附をしていただいた方の目的と、それから支出はどういったところに支出されて、今、どんな管理をされているのかについてお答えいただきたいと思っております。

次に、女性政策課で、男女共同参画センターでの監査指摘についてお聞かせいただきたいと思うんですが、平成18年度の、これは監査に対しての質問もさせていただきますが、平成18年度の監査結果報告書の平成18年10月30日から平成19年の3月28日の間で監査をされた資料を、我々手元にいただいております。その中、5ページに記載されている、特に総務常任委員会が所管する部署の中で監査結果報告書の中での女性政策課で男女共同参画センター使用料徴収事務の還付において一部で年度区分の誤

りが見られたとあると。この内容について伺わせていただきたいというふうに思っております。

私、還付となれば、まず歳入の中で、例えば決算書の35ページでは男女共同参画センターの使用料もきっちり記載をされておりまして、雑入でも男女共同参画センターの雑入、講座受講料とか複写機使用料が記載されておりますが、どうも歳出では、その還付をされた金額が見当たらないように思いますので、歳入歳出のかかわりについて、どういった中身だったのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、次に、人事課でございますが、地域手当が昨年度から導入をされまして、決算概要で35ページの人件費事業のうちに、特に地域手当の決定について市当局としてどう判断しているのかをまず伺いたいというふうに思っておりますし、昨年までは調整手当で組みましたが、私、調整手当時代のときには不明瞭な手当であるために、これはいかなる手当だと、まず切ることが先決ではないかという考え方を持っておりましたが、今回の場合には3%から18%、全国的に地域手当ですね、こういったことが国基準で出されたわけですけれども、摂津市としては今回の地域手当が6%ということになっておりまして、近隣市でも格差を生じているように伺っております。市長としても市長会に対して意見書も出したように伺っておりますし、議会におきましてでも議会運営委員会において全会派一致ではなかったんですが、意見書も提出させていただいております。そういった中で、人事当局として、どういうふうに今、認識をされているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、人事課での係長級昇任試験

についてですが、これにつきましても決算概要34ページの方にも人事管理事業、昇任試験の実施ということで載っておりますが、職員の平均年齢が、今、どんどんどんどん上がっておりまして、団塊の世代の大量退職が、ことしから約3年から5年かけて大量退職がなされてまいります。人材の育成というのは待ったなしだということで、これは市長も言っておりますが、そういった中で係長の昇任試験、あるいは課長昇任試験を導入してあるというふうに承知しております。その中で、せっかくの機会があるのに、その係長試験対象者が試験を拒んで受けていないということも伺っておりますが、そういった職員は現状では何人ぐらいいて、今の状況はどうなっているか伺わせていただきたいというふうに思っております。

それから、創造的人材育成事業についてのご質問をさせていただきますが、これも決算概要34ページに創造的人材育成事業ということで決算が上がっております。先ほど村上委員の質問もありましたが、人材育成のための体系的な研修の実施とはということで、先ほどは新規事業が7項目から9項目上がっていることは承知いたしました。こういったO f f J Tも大事でございますが、O J Tも大変必要だというふうに思っております。そういった研修の中身について、まず職員のモラルといたしましうか、コンプライアンスの徹底の、その研修もあったように伺っておりますが、その研修の中身について改めてお聞かせいただきたいと思っております。

それと平成18年度の海外研修についてですが、事務報告書の25ページに記載されております平成18年度の海外研修とありますが、摂津市としてどの団体の事業に参加して、どのくらい費用がか

かったのか、また、どなたが行かれたのか、派遣する基準はどうであったのかということについてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

次に、総務防災課についてでございますが、庁舎管理事業について、決算概要の40ページの光熱水費、これも先ほど村上委員が質問をされておりますが、これまでと比較いたしますと、それぞれ経費削減に取り組まれたということの中で、平成18年度も1割も安くなったということでございます。先ほどは電力の自由化並びに省エネ等々についての改善はやってきたというふうに言われておりますが、私もっと違う観点の中で総務防災課が、この庁内管理を行う中で、28度の温度設定をやったり、それぞれ副市長の名前でクールビズの取り組みをやってきたり、いろいろとやってきた成果だというふうに思っております。そういった中で、より具体的に取り組みについての内容についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、市有財産管理事業についてでございますが、決算概要の41ページで、市有財産管理事業で確定測量委託料18万9,000円、予算、決算が同額になっております。やり方の手法といたしましては、まずは予算をとって、ある程度見積もりを取った段階で確定した段階で予算を計上し、それが決算と同額という手法も一方ではあるかもわかりませんが、どの財産を測定したのか、また、この確定測量で平成18年度においての市有財産の増減はあったのか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、車両賠償金事業についてでございますが、決算概要の41ページ及び決算書93ページの車両賠償金事業に

ついて、この七千数百万円計上している中身は、もう十分承知しているのです、この賠償金の金額とか、そういったことについては省略したいと思いますが、ただ、こういった総務防災課における車両管理というのが相当台数、今、管理しております、こういった事故が二度と起こらないように願うところでございまして、その中でもこういった事故後のことが大事でございまして、この事故の教訓を受けて車両管理の所管課として各課にどのように指導をしてきたのか、総務防災課の取り組みとしてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、人事課で、労働安全衛生事業、決算概要の34ページで、この労働安全衛生事業というのは、労働基準局から言われている安全衛生管理者を選任しながら職員の健康並びに衛生管理、そういった事故の関係を指導していく立場であると思いますが、このような事故に対して人事課としてどのように対応してきたのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、防災対策事業でございますが、決算概要の123ページの総務防災課にかかわる決算についての洪水ハザードマップの配送費用が決算として上がっております、先ほども質問があったんですが、この洪水ハザードマップが配られたときには一瞬驚かされまして、まさにこの中で見ますと摂津市全域がもう水没するような状況でございまして、こういった現状をお知らせをし、そして防災意識を持っていただくことは一方では非常にいいことだというふうに思うんですが、ただ、こういったことを配るだけになしに、この1年間、18年度でどういう啓発を行ってきて、まさに総務防災課として市民の安全・安心なまちづくりの

ために設備面でどういう対応ができてきたのか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、決算概要の40ページで庁舎監視管理業務委託料が計上されておりますが、これにつきまして多分、庁内の警備員も含めてでの業務委託料だというふうに思っておりますが、実は庁舎前の駐車場で、まず受付小屋が建設をされたときに市民サービスの向上のためにブロック管理をして、カードを渡しながら駐車場の混乱を招かないようにしてきたというふうに思うんですが、いつか突然それが廃止をされておりますが、その運用面についてお答えいただきたいというふうに思います。

それから、決算書61ページの自衛官募集の事務委託費4万1,000円が上がっておりますが、この内容についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、情報政策課の行政情報化推進事業費についてでございますが、決算概要44ページ、行政情報化推進事業、総額1億6,221万円、まさにこれまでの庁内のLANといいますか、ホストコンピューターから、これからオープンシステムへ切りかえていく中での全庁コンピューター、平成20年を目標ということで、行政情報化推進事業で庁内コンピューターの今、改善をやられていますが、特に私が気になるのが、これまで庁内のLANシステムでやっているときに大変経費もかかってきたと思いますけれども、これを今度オープンシステムにした場合に、どれだけ経費が、ランニングコストですね、浮いてくるのかという部分と、これまでのデータベース上での調整の中でこういったご苦労があったのか、まずお聞かせいただきたいというふうに

思っております。

それと監査委員事務局に対してでございますが、監査委員事務局での監査事務事業で決算概要59ページの費用弁償予算30万5,000円、ただこれは監査委員事務局のみが費用弁償を計上しているということではなくて、たまたま監査委員事務局だから逆に監査委員事務局にお聞かせいただきたいというふうなことで、監査委員事務局に質問をさせていただくんですが、この費用弁償というのは旅費交通の部分であって、職員と、その特別職の費用分担の区分だということを知った上で質問をさせていただきますが、どこの市とは言いませんが、いろいろと費用弁償で問題が出ているところもございまして、旅費規定に基づいてでの費用弁償でございますが、こういった旅費交通の中での費用弁償という部分での、目での掲載について、監査委員事務局の立場でご答弁をいただきたいというふうに思っております。

それから、決算概要の59ページの監査事務事業の例月出納検査、決算審査、定期監査などで320万円執行しておりますが、先ほども言いましたけれども、その中での平成18年度の監査結果報告書の平成18年10月30日から19年3月28日の間で監査された資料、これも同じく監査結果報告書の5ページ等に記載されておりますが、総務常任委員会の所管する部署の中で一部に留意すべき点があったと記載されている秘書課、人事課、議会事務局についての監査委員からどのような項目を指摘したのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、選挙管理委員会でございますが、大阪府議会議員選挙費用について、先ほど村上委員が質問したのと視点を変えての質問でございますけれども、決算書5

3 ページの大阪府議会議員選挙の業務委託金643万5,091円の委託金が10分の10で委託をされております。私の考え方と言いますのは、その選挙にかかわる費用が平成18年度予算では1,178万1,000円、そして二百数十万円は不用額で返還しておりますが、まず18年度だけの予算を見ますと、選挙事務費用にかかるのが1,178万1,000円ならば、ここでの補助金のあり方というのは10分の5程度の、まずは計上ではないのかというふうに思っております。もう1点はこの補助金、委託金のあり方なんですが、本来ならば3月31日から4月の投票日までの一貫した事業ならば当初から継続予算として取り扱うべきだったのではないかというふうに思っておりますので、この辺についてのご答弁をお願いしたいと思いますし、その試算をしてきた根拠をお示しいただきたいというふうに思っております。

それと決算概要の120ページの消防水利事業で消火栓整備負担金367万1,294円の予算が計上されておまして、それから事務報告書の395ページの中で、それぞれこれにかかわる防火水槽の今の個数等々が載っておるんですが、今まさに阪神・淡路大震災が平成7年にあり、それ以降、摂津市としては防災対策として耐震防火水槽を継続して事業をなされてきて、平成12年度でそれが終了したわけですが、ややもするとそのときの震災の思いが薄れてきているのではないかなという思いがいたしまして、耐震防火水槽というのは目標数から言って、今現在、それがどの程度まで達成できているのか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。これは関連質問みたいに思われがちでございま

すが、実際には事務報告書の中にも記載もされておりますし、消火栓は配管ラインでいっている部分もあれば、こういった防火水槽を使ってでの消火栓整備もできるということの中で、そういった観点からお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 財政課に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

実質単年度収支を赤字で計上したのはどういうことかということでございますけれども、実質単年度収支は実質収支に、その年度の繰上償還金、それと基金のうち年度間調整の役割を果たします財政調整基金の積み立て、取崩額を差し引きして求めることになっておりますが、本市におきましては減債基金を取り崩したり、特定目的基金である公共施設整備基金、総合福祉会館再整備基金から借り入れを行いまして財政運営を行っております。平成16年度は公共施設整備基金より14億1,200万円を借り入れ、平成17年度は減債基金より13億6,700万円を取り崩しし、総合福祉会館再整備基金より10億円を借り入れするなど、実質的には多額の基金を減らして収支を合わせております。平成18年度はご質問のように市税の大幅な増収があったことにより公共施設整備基金に8億2,500万円、総合福祉会館再整備基金に10億円を償還させていただきました。この18億2,500万円の実質的な基金増が実質単年度収支に反映されませんことから、実質単年度収支は平成16年度、平成17年度は黒字、平成18年度は5億1,200万円の赤字となったものでございます。平成16年度から平成18年度は特定目的基金を財政調整のために

取り崩し、あるいは借り入れたことにより単年度実質収支が実際の収支と逆転した形になっております。

財政調整基金の取り崩しだけでは財政運営が困難であったということで、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、たばこ税の収入の考え方ということでございますけれども、市たばこ税は普通税でございます、決算統計上は経常的一般財源としての歳入となります。したがって、期限つき臨時的な増収分についても同様の範疇に入ってしまう、区分することはできませんが、財政を扱う者として、たばこ税の増収分については期限つきのものでございますので、当然、臨時的な財源という位置づけで財政運営をしていかなければならないと考えております。しかしながら、平成18年度決算では基金積立額に実質収支額を加えますと12億円程度の剰余額ということになります。法人市民税等で4億円程度の増収がございましたので、これを除きますと残りは8億円ということになります。増収分14億円のうち6億円程度は歳出に回ったということで、結果的に増収分なしでは収支均衡を維持できなかったということになります。今後も引き続き行財政改革を推進し、経常経費を抑制し、来るべき収支減に備えて、できるだけ基金の積み立てに充ててまいりたいと考えております。

次に、経常収支と実質収支の収支比率、実質公債費比率の件でございますけれども、平成18年度の経常収支比率が改善した理由でございますけれども、経常収支比率の分母となる経常一般財源で市税等の増収で19億5,500万円の大幅増となり、分子となる経常経費充当一般財源で退職者増による人件費が1億80

0万円、扶助費が2億1,600万円増加いたしました。公債費が13億円と大幅に減少したこと等によりまして9億7,200万円の減となりました。経常的一般財源規模は本市の場合200億円程度でございますので、分母の増で10%、分子の減で5%、あわせて15%に相当する改善となったものでございます。将来の見通しといたしましては、平成25年度までの中期財政見通しを作成いたしました折に、あわせて経常一般財源ベースの試算を一定いたしておきまして、下水道特別会計で資本費平準化債を発行いたします21年度までは100%切ることができる見込んでおりますが、それ以降は再び100%を超えることになると予測いたしております。なお、中期財政見通しは一定の前提条件のもとに試算をいたしておりますが、経常一般財源ベースも同様に条件のいかんにより変動することがあることをご理解いただきたいと思います。

平成17年度の公債費償還のあり方ということでございますが、借換債等の普通会計ベースでここ数年、公債費は46億円程度推移いたしておりましたが、平成17年度は64億円に増加いたしております。これによりご質問のとおり実質公債費比率が単年度で30%を超えました。この増加要因は公共施設用地として取得するため、平成7年度に借り入れた東一津屋土地区画整理区域内の土地の借入金を一括返済したことによります。

一般的に民間資金を20年返済で借り入れた場合10年ずつ2回分け、1回目は元金償還3年据え置きで7年返済し、借換債により残りを10年返済いたしますが、この土地につきましては、その後の財政事情等により未利用となり、公共施設用地として利用されない土地につい

ては借りかえできないため元金償還金12億6,800万円を一括返済したものでございます。

そのほかに平成18年度の起債制限比率が、起債制限比率の20%を超える見込みになりましたので、6億5,700万円を繰上償還いたしましたため、大幅な公債費の増加となったものでございます。

平成18年度になりまして、起債協議制となり、起債制限比率にかわり実質公債費比率が導入され、全国ワースト5位という不名誉な結果となり、皆様方に不安を抱かせましたことは大変申しわけなく存じておりますが、その時点での財政運営といたしましては、ほかに方法はなく適切な策であったのではないかと考えております。

また、今後の見込みでございますが、一般会計ベースでは平成18年度決算における標準財政規模に対する市債現在高の割合が1.667ということで、平成17年度の府下32市の平均が1.715ということで、この数値を下回っております。今後とも減少するものと見込んでおります。

それから、一時借入金についてでございますが、一時借入金が出納閉鎖期間中に集中していることにつきましては、理由として大きく3点ございます。1点目は、歳入と歳出の時期にずれがあること。2点目は、市債の償還が半年賦ということで償還時期が3月、4月、9月に集中すること。それから3点目は、出納閉鎖期間中は旧年度と新年度の資金需要が重なるため、特にこれらすべての要件が出納閉鎖期間中に重なるため、資金不足となりこの時期に一時借入れが多くなっております。

平成18年度の一時借入金につきまし

ては、減債基金、財産区積立金、水道企業会計、総合福祉会館再整備基金より、決算概要19ページにございますような借入期間、借入金額、利率にて借り入れております。特定目的基金、水道企業会計からの一時借入金は地方財政法及び上位法令に抵触をしないのかということでございますが、地方財政法には規定がなく、地方自治法第235条の3に定められておりますが、特段の制約は設けられておりません。基金からの借入れにつきましては地方財政実務提要において、会計管理者の資金管理において現金の不足が短期間生ずるといった場合、基金の現金を一時運用することはみだりに渡らないことに注意しつつ行うことは差し支えないとされておまして、同様に土地開発公社からの一時借入れについても可能とされております。

水道企業会計からの借入れにつきましては、大阪府と事前に協議いたしまして、可能との回答を得ております。利率の根拠でございますが、借入実行日の市中定期金利、定期預金金利に基づいて決定いたしております。そこで借入実行日の市中金利でございますが、決算概要の上から順に申し上げますと、減債基金につきましては2か月定期の利率が0.02%、財産区積立金、水道企業積立金につきましては1年定期が0.06%、19年3月の借入れのうち水道企業会計については1年定期が0.4%、減債基金については2か月定期が0.25%、総合福祉会館再整備基金につきましては1か月定期が0.2%となつてございました。なお、水道会計では通常、余裕資金を1年定期で運用いたしておまして、一般会計に一時貸し付けする場合においても企業の損失を生じないように通常の利率以上で運用をしなければならないこ

とから、協議の上、1年定期の利率を適用いたしております。

平成18年4月に0.06%で借り入れいたしました時点の、そのときの短期プライムレートが1.375ということでございますので、双方ともデメリットがなく、メリットのある貸し借りであると考えております。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課にかかわりますご質問で、個人市民税、法人市民税が前年度と比べて増となった要因を具体的にということでご説明申し上げます。歳入歳出決算書の28ページ、29ページでございます。まず、個人市民税でございますが、当初予算額36億3,400万円を計上させていただきましたが、個人所得割額が当初見込額より増加したことによりまして1億2,000万円の増額補正をさせていただきました。現計予算額は37億5,400万円でございます。収入済額でございますが、現年課税分36億8,313万847円、滞納繰越分7,259万2,770円と合わせまして決算収入額は37億5,572万3,617円でございます。前年度と比べまして約3億1,000万円の増となったわけでございますが、率にしまして8.98%の増となったところでございます。増の要因としましては税制改革に伴います定率減税2分の1への縮減や老年者控除の廃止、また公的年金控除の見直し等の影響で2億5,000万円、このほかに分離課税となっております退職金にかかる税額や土地、建物及び株式譲渡に係ります税額などの増収がございまして、これらの増額が影響したものでございます。

次に、法人市民税でございますが、当初予算額24億7,500万円を計上さ

せていただきましたが、企業収益の回復によりまして2億9,000万円の増額補正をさせていただきました。現計予算額は27億6,500万円でございます。収入済額でございますが、現年課税分27億8,601万9,850円、滞納繰越分518万1,514円と合わせまして決算収入額は27億9,120万1,364円でございます。前年度と比べまして約4億4,300万円の増となっております。率にしますと18.88%増となったところでございます。法人市民税につきましては平成13年9月のアメリカの同時多発テロに端を発しまして世界経済の先行き不安から14年度と15年度、大幅な減収となったわけでございますが、平成16年度決算では主要企業の好決算を受けまして大幅な増収となりました。その後も順調に推移しておりまして、平成18年度も主要企業の収益が大幅に伸びたことによりまして好決算となったものでございます。

それから、法人税割も含めてということでございますので、もう少し詳しくご説明させていただきますと、法人市民税の部分につきましては、均等割の区分で資本金等の金額と市内の事業所等の従業者数の合計数で区分されておりまして、規模の大きい1号法人から規模の小さい9号法人まで区分されております。この1号法人と2号法人で調べたものでございますが、資本金等の額が50億円以上、市内従業者数50人以上の1号法人、資本金等の額が15億円以上50億円以下、市内従業者数50人以上の2号法人の部分でございますが、17年度は1号法人と2号法人、合わせまして30社ございました。調定額は、この30社で11億5,600万円でございます。18年度は1号法人、2号法人合わせまして31

社でございます。この18年度31社につきましても、総企業数が法人の対象の企業数が3,170社ございますので、約1%の割合となっております。この31社で18年11月の仮決算の申告が出た段階で調定額が14億5,000万円、これは決算調定額総額の28億2,000万円の51%に当たります。17年度の同時期と比べまして2億9,400万円の増となっております。このことから2億9,000万円の増額補正をさせていただきまして、結果、1号、2号法人の主要企業の好業績を受けまして、18年度好決算となったものでございます。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは女性政策課に係るご質問にご答弁申し上げます。平成18年度監査結果報告書の中で男女共同参画センター使用料の徴収事務において一部で年度区分の誤りがあったとご指摘を受けた予算項目及びその内容というご質問でございますが、予算項目につきましては決算書35ページに記載の款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料、節2、男女共同参画センター使用料でございます。内容でございますが、平成18年3月末に7月分の使用申請を受け付けまして、使用料を現金で前納いただき、この使用料については平成17年度分として会計処理をいたしました。ところが後日、当該団体より使用取り消しの申請が出されまして、対応しました職員が使用予定日から平成18年度分と解釈し、窓口で現金還付を行ってしまったものでございます。

センター使用料につきましては、使用申請受付時に現金でお支払いをいただいております。毎週末を締めとし、まとめて会計処理を行いまして、市の指定金融機関に納付をしておりますことから、会計処

理上の年度区分の誤りに気がつくのがおくれ監査でご指摘を受ける結果となったものでございます。

○山本善信委員長 井口課長。

○井口秘書課長 秘書業務にかかわりますご質問にお答えをさせていただきます。まず、委託と派遣の違いについてということでございますが、一般的に委託と申しますのは、受注者と委託者、発注者とが委託契約を結んで仕事を引き受け、そして、その仕事の完成を目的とするものが委託であり、派遣とは労働者と雇用関係を結んだ会社、いわゆる派遣元が労働者派遣契約を結んでいる発注者、いわゆる派遣先へ労働者を派遣するというものでございます。したがって、大きな違いは労働者に対します指揮命令権の所在というふうに考えております。いわゆる指揮命令権が発注者、市側にございましたら派遣、受注者、業者側にあれば委託というような解釈かと思っております。ちなみに秘書業務につきましては労働者派遣法に基づきます派遣契約を締結させていただいております。

○山本善信委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 それでは、政策推進課にかかわります3点のうち、子どもの安全・安心都市宣言、それから企業誘致資格審査会について、私の方から答弁させていただきます。もう1点、公共施設巡回バスは山口参事の方から答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、子どもの安全・安心都市宣言でございますが、子どもを育て、守るということで、私たちの大人の責務であるということで、このことで行政、あるいは保護者、地域、各種団体をはじめ多くの市民の皆さんに協力をいただきまして、摂津市全体での子どもの安全・安心なま

ちづくりを目指すということで、平成18年4月1日に子どもの安全・安心都市宣言を行ったところでございます。これに基づきまして平成18年6月3日、子どもの安全・安心都市宣言の理念を広く市民の方々に知ってもらおうということから、この活動を地域で広めるということで柳田小学校多目的ホールで宣言大会を開催を行いました。参加人数は230名でございました。子ども政策推進課で行いました業務については、このときに6月に懸垂幕を立てるというようなことをしまして、啓発事業を行いました。摂津市全体ではどのような事業を行ったかということでございますが、教育委員会の方で学校安全監視員ということと監視員を雇い入れ、青色パトロール車を運行をいたしました。

それから、従前、小学校においておりました受付員の配置を、公立の幼稚園3園にも受付員を配置するという業務を18年度に行っております。ほかに公立の保育所4か所にカメラつきインターホン及び電気錠を設置いたしました。これはリモコン式のモニターとリモコン式の施錠スイッチがついているものでございます。あわせて公立の保育所4園に防犯ブザーつきの赤色灯の設置を平成18年度に行ったところでございます。

それから、企業誘致資格審査会のメンバーでございますが、企業誘致審査会、他市の例によりますと専門家の立場から大学の教授や弁護士、公認会計士、企業誘致の観点から地元商工業者や銀行、地域に係る影響を考えるとところから住民代表などが行政以外の構成メンバーとなっております。本市におきましても、これを参考にいたしまして、自治連合会の会長、商工会の代表、それから大阪人間科学大学の経済学の教授、それから市民の

法律相談をやっていただいております弁護士を行政以外のメンバーといたしました。行政側からは産業振興の立場から生活環境部長、税の立場から主担部長であります総務部長、審査会の事務局を持っております関係から市長公室長の3部長と行政の取りまとめの立場から副市長の4名が行政側の委員として、都合8名のメンバーで審査会のメンバーとしております。

開催につきましては、企業誘致条例に基づき受理した申請が出ましたので、条例の施行規則第3条の規定に基づく審査会を奨励措置の資格の可否の決定を行うため、5月12日に摂津市企業誘致奨励適用資格審査会を開催したものでございます。

○山本善信委員長 山口参事。

○山口政策推進課参事 それでは、私の方から公共施設巡回バスの運行試行事業につきましてご答弁を申し上げます。委員ご指摘のとおり、過去に市内全体のバスの体系を考えるようにということで3,000万円程度の予算づけがなされました。いろいろ協議をしたわけですが、年度末において結果として翌年度に繰越明許ということで送られた次第でございます。翌事業年度におきましても、各路線バス事業会社なりといろいろ協議を行いました。話がつかず現在に至ったということでございます。

この間、今回公共施設巡回バスの試行運行に何とかこぎつけたわけですが、その理由といたしましては、平成14年の2月に道路運送法が改正されて、参入撤退が自由化されましたこと、いわゆる国による需給調整規制と申しませんが、これが撤廃されたことによりまして、地域交通会議なんかを経なくても参入撤退が自由化されましたことが、まず

一つ。それから、今回それによりまして、路線バス会社の方でも自由競争にさらされる時代になったということ。

それと巡回バスのコースでございますけれども、当初、千里丘、それから一津屋、鳥飼、この3地区を候補に上げておりましたが、鳥飼地区を限定して、なおかつ路線バスとの競合をできるだけ避けたコース設定としたことによって何とか試行運行ということができたのではないかとこのように考えております。

ちょっと前置きが長くなりましたが、委員ご指摘の乗客数の把握とコースの設定についてでございますが、まず、試行運行前と試行運行後について、ちょっと分けてご説明をさせていただきます。まず、試行運行前におきましては、従来近鉄の循環バスが一津屋の大回りコース、左回り一方通行で一日9便ずっと運行をしておりました。その際、平成12年及び13年につきましては、一日平均乗客数が46人と、平成10年、11年については63人程度あったものが46人程度に落ちたと、これを受けまして、当時の交通対策課で14年の2月22日でございますけれども、乗り込み調査をいたしまして、一日9便、職員2名体制で調査を行った結果、乗客数は33人という結果が出てまいりました。

今回、鳥飼地区の公共施設巡回バスを運行するに当たりまして、私どもとしてはどの程度の乗客があるのかということ、これは未知数ではございましたが、一定コースこそ違えですね、この調査結果を参考にいたしますとともに、今回巡回バスの本数が一日5往復と、便数が少ないこと。また、一往復当たり1時間20分という非常にちょっと長い時間を要すること。また、運行時間帯が昼間の時間帯であり、路線バスの乗客の多い早朝及び

夕方以降の運行を行わないということなど、また、バス停となる公共施設周辺の住宅の密集度等を勘案いたしました結果、一日平均50名、月にしまして月曜日から金曜日までの運行を予定しておりましたので、月1,000名、年間1万2,000名という見込みを立てた次第でございます。

次に運行コースの設定についてでございますけれども、これにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、なるべく阪急バスさん、ないしは近鉄バスさんとの路線競合を避けるような形で考えました。その中で当初は南摂津市民サービスコーナーとふれあいの里との往復を考えておりました、これでありましたら1時間に1便程度の運行が確保できるものと考えておりました。しかし、公共施設の最たるものでございます市役所の方と、やはりつながなければならないのではないかとこのことが出てきましたので、市役所を入れてコースの設定を考えました。その中でバス停としましては公共施設、公民館でありますとか、図書センターということが限定されておりましたので、できるだけそれに近い最短コースの設定をいたしましたとともに、その上で生活道路を避けながら、それをつなぐ最短コースの設定をするために職員が何度もコースを試走して決定いたしましたものでございます。

実際に1か月おくれて11月1日、実際には2日から試行運行を開始したわけでございますけれども、その後の把握につきましては、本年度、19年度に入ってからでございますけれども、4月の初旬から7月31日まで市内公共施設12か所でアンケート調査を実施いたしました。それからホームページでも同じような調査を広報の方でつくっていただいて、

調査をしてまいりました。また、6月4日から6月8日までの5日間につきましては、政策推進課、交通対策課合同で、月曜日から金曜日までの5日間、一日5便、5日間で25便、全便に乗り込みまして対面式でアンケート調査を実施し、利用者のニーズ、また市民のニーズの把握に努めたところでございます。

その結果を踏まえまして現在、交通対策課の方で来年度に向けて、できること、できないことの仕分けを行いながら、できる可能性のあるものについては検討中ということをお伺いしております。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 平成18年度決算概要44ページの行政情報化推進事業、総額1億6,221万2,037円の支出についてでございますが、委員のご指摘のとおり過去、税、住基、福祉、それから医療の計算でホストコンピューターを用いてまいりました。金額自体が非常に大きな金額でございますので、ちょっと少しざっくりとしたお話をさせていただきたいと存じます。

平成18年度は1億6,000万円ほどの経費となっておりますが、過去の推移を見ますと情報政策課の電子計算費の総額は過去10年間、毎年2億円を超えておりました。最大では介護保険の制度導入前の平成11年度では決算額2億7,000万円となっております。そのうち主なものとしたしましては、ホストコンピューターのレンタル料で、これが毎年1億2,000万円かかってきております。本年度は9,679万9,284円となっておりますが、これは平成17年度以降、オープンシステムを踏まえまして、職員の内部努力と、それから将来必要であると見込まれる拡張機能の継続を取りやめたことによりまして、金額が下

がっているものでございます。また、ホストコンピューターに関連しますと情報政策課以外の決算もばかにすることができません。各課の制度改正のシステム改造費も非常に大きなもので、全庁を合わせますと総額1億2,000万円、最高で1億5,000万円かかったシステム改造費の時代がございます。

したがいまして、ホストコンピューターのレンタル料、並びに各課の決算分のシステム改造費用の合計額を合わせますと、ホストコンピューターが1億2,000万円、各課のシステム改造費用の合計額が毎年1億2,000万円で、毎年2億4,000万円以上かかってきたものでございます。

ちなみにホストコンピューターとオープンシステムでございますが、ホストコンピューターはご存じのように非常にスピードの早い大型なコンピューターでございます。メインコンピューターを毎年レンタルして、それに各種のシステムを接続すると。ただし、それは摂津市独自のシステムになるということで、システムの互換性並びにほかのシステム、特にインターネットへの連動性はございませんでした。

今回、平成20年の4月からオープンシステムに切りかえますが、このオープンシステムにつきましては、平成の市町村大合併が起こったことによりまして、また、企業のコンピューターIT技術の急速な進歩と相まみえまして、一般の非常に安いパソコンと各種サーバーを組み合わせることで、市全体のシステムを動かすことができるというものでございます。また、これは、これから取り組むべき電子自治体につきましても、今のインターネット技術にも対応したものでございます。

また、オープンシステムに切りかえることで、これまで4部9課27システムを動かしておりましたが、システムを統合することによりまして、全国標準機能を装備した5部14課34システムを稼働させることができると考えております。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 総務防災課の部分についてお答えいたします。庁舎管理事業の光熱水費、先ほどの村上委員へのお答えの部分で、さらにより具体的にということでございますので、若干数字もお示しすればいいのかなと思うんですけども、光熱費が減少いたしましたのは、やはり電力の単価が安くなったこと、契約料金を見直したこと、これは大きな要因であることは事実でございます。ただ、これで職員が何も努力をしていないかということになりましたら、決してそういうことではございません。我々も28度の設定であるとか、昼の消灯であるとか、いろんなことに取り組んできております。近年、2005年からはウォームビズ、クールビズというのが国の方で取り組まれておまして、これについて市の方でもやっておるということになろうかと思っておりますけれども、本市の庁舎の場合、冷暖房にかかる費用を比べたときに、例えば18年8月、去年の8月ですけれども、1か月で19万2,000kw/h、ことしの2月、冬寒いときですけれども、11万9,000kw/hということでだいたい7万から8万kw/h、1か月で違ってくるとい状況がございます。ということはおうちの庁舎の場合は暖房よりも冷房に対しての負荷が大きい、電力消費量が大きいということになるのではないかなと考えます。こういったことで設定温度、特に夏場の設定温度については、各課に28度ということをお願いし

ております。

そしたら、クールビズについて効果はどうかという、よくお問いをいただくんですけども、実はこれ平均気温が1度上がりますと相当な電力の使用量の差異がございます。この前もいろいろとお問いがありましたので、いろいろとながめておきますと、13年の8月と17年の8月、同じ8月なんですけれども、ちょうど月の平均気温が同じようなところでございまして、これで比較いたしますと1か月で約5,000kw/hの減少になっておるといふうにごさいます。全体の使用量から言いましたら2%ないし3%の減量ということになるわけです。クールビズが直接の原因かどうかというのは、なかなかわかりませんけれども、事実としてその違いがあるといふうになっております。これからについても、そういったことで冷暖房の開始時期等についても、できるだけ管理しながら、かといって暑い中で仕事の能率の落ちないような中で努力をしていきたいといふうにごさいます。

次に、市有財産の事業で確定測量はどうかということで、お答えいたしております予算現額と決算額が同じでして、予算額と同じということではありませんので、3月に補正予算等を組んだときに予算の現在額を落としておりますので予算現額と決算額が一緒だったということでごさいますけれども、場所ですけれども鳥飼新町1丁目の市有地2か所ございますので、これ普通財産で、現在は行政財産として使用してございませんけれども、こういった土地、何か所かございます。これを年度を追いまして確定測量、プレート的位置でありますとか、地積でありますとか、こういったものを管理していかなければいけませんので、順次確定測量

を行ったものでございます。

この土地を確定測量して市有財産を動かしたとか、売ったとか、そういうことではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、車両賠償のことです。ことしの3月の議会のときに議会の同意をいただきまして賠償を払った事案ということが、今回出てきておりますけれども、この事故にかかわらず、車両事故については本当わずかな不注意が、こういう重大な結果をもたらすということは重々承知しておりますし、ご指摘のとおりでまことに申しわけないことかなと思っております。

車両所有各課に対しましては、交通安全運動期間中の注意喚起であるとか、安全運転講習会の開催であるとか、一斉車両点検を年末に実施いたしましたり、免許証の確認も昨年若干消防の方で事件がありましたので、そういったことも契機に年4回に免許証確認をふやすとか、こういったこともしております。一番広範囲にわたるのが恐らく大阪府の交通安全協会が実施されております無事故無違反チャレンジコンテストというのが、大体10月から翌年の3月ぐらいにかけて行われます。これに毎年職員を100名参加させております。これをやりますと、その事業所の、民間企業なんかもされておりますけれども、事故率、違反率といったものが出てまいります。これずっと続けてやっておりますけれども、今年は優秀賞ということで100人単位の規模の中では、まあまあですけれども、一番いいとは言いませんけれども、そういう結果の賞をいただいております。また、整備等についても、整備が乱れますと当然安全にもかかわりますので、本年度はタイヤメーカーさんにちょっとご協力をい

ただきまして、公用車両のタイヤの一斉点検をついこの間、実施しております。こういったことで車両の整備等についても十分留意してやっていきたいと考えておりますし、各車両所有の課に対しても、引き続き安全運転等についての啓発を努めてまいりたいと考えております。

次に、防災対策の方でハザードマップということで、これ17年度に作成しまして18年度の初めになりますけれども、配布をいたしました。確かにぱっと見られるとびっくりされるという。というのは、あれはその地点、地点がいかにも、最大この水深になりますよというものをつなぎ合わせたものなんですけれども、一見しますと摂津市が全部水の底に落ちてしまうような印象を受けてしまうということがございます。こういったことで、当然市民の方も、そういうふうにはびっくりされると思いますので、そういったことについては、ホームページでありますとか、例えば出前講座の中でハザードマップを利用した出前講座をお呼びいただいたときには、ご説明をしたりとか、あと自主防災の各役員さんと一緒に年1回、見学ないし研修なりをさせていただいておりますけれども、そういったときにハザードマップはこういうふうに見てください、また、こういうふうに使ってくださいというふうにしております。

ただ、設備面でつかるからすぐにどういう対応をしたのかということになりますと、それほど胸を張って言えることはないのかなと思います。ただ、こういうハザードマップをつくることによりまして業者さんとか不動産業者さん等々からとか、建築の前時点でお問い合わせをいただくことがございまして、やっぱり地盤を上げておいた方がいいんですねというようなお話がありますので、ぜひお願

いしますというようなことを呼びかける等の対応はさせていただいております。

それから、庁舎前の駐車場の件でございます。実は私が平成17年にまいりまして、その後で政策推進課の方で市民意向調査を行って、その自由意見欄の中に市役所はがららの駐車場やのにカードを渡して、あんな暇なことをしてというのが何件も出てまいりました。私もちょうどよく見えますので、2階から見ておりました、それよりもむしろ誘導をしっかりした方がいいのではないかなと思ひまして、私の判断でカードをやめました。混雑時どうかなという心配もございました。特に市民税、所得税の申告時についてはちょっと心配があったんですけども、その中で昨年なんかは議員各位にも庁舎前の駐車場を使用しないようにというようなことをご理解いただいて、お願いをして、できるだけ来庁される市民に使っていただくというようなことをして、混乱をなくすように努力をしたんですけども、カードを渡しているときよりも、むしろ誘導についてはスムーズにいったのではないかなと、自分では判断しております。もちろんそういったことがカードを渡す方が、またスムーズになるようだと思われまして、当然それもまた、カードも残しておりますし復活させるつもりはしておりますけれども、現況では今のやり方、また、巡回バス等も入ってくるようになっておりますので、そういったことの誘導については力を入れるように警備の方にはお願いをしておるところでございます。

もう1点、自衛官募集事務委託費の件でございます。いろんな募集事務ということで、現実には年に1回、広報に掲載をさせていただいております。自衛官の試験ですね、募集のときの。夏場が多い

んですけれども、こういったものに対して国というか、防衛省の方で算定をされて各自治会に一定の金額を委託料としていただいております。事務的には、そういう流れですので、具体的にこれをした、あれをしたということではありません。ただ、防衛省の方としては、むしろ各自治体でそういう募集用のパンフレットなりをつくっていただいたら、もっと差し上げられますけれど、というようなお話はちらっと聞きますけれど、今のところは広報に掲載しているだけということになっております。

○山本善信委員長 藤原参事。

○藤原市長公室参事 人権推進課に係ります三つのご質問に対してお答えいたします。

初めに人権問題に関する行事についてであります。事務報告書33ページ、真ん中に世界人権宣言58周年記念大阪大会というのがございます。これにつきましては人権推進課で持っています予算から執行をし、私どもの課の職員2名が参加しております。これを除く四つの行事につきましては、人事課で持っています専門能力開発向上事業の職員研修予算でもって執行をしております。その中で一番最後の行の近畿地区人権同和行政研究集会についてであります。これにつきましては人権行政の担当職員の研修でありますために、人権推進課の職員1名を派遣をいたしております。

そのほかにつきましては、各部でローテーションをしております。その当たった所属部長が推薦した職員を派遣をしております。それにあわせて人権推進課の職員も1名派遣をいたしております。一番初めの第37回部落解放人権夏期講座であります。これについては議会事務局と教育委員会総務部から、それぞれ1

名と本課の職員、合計3名で、その次の部落解放研究第40回全国集会につきましては、市長公室から1名、本課の職員1名、合計2名と。第21回人権啓発研究集会につきましては、副市長と市長公室から1名と本課の職員1名、合計3名を派遣しております。

位置づけであります。人権に関することを集中的に学習してもらうということで人権意識を高めていただいで、これからの職務に生かしていただくということが目的であります。

続きまして、人権相談についてありますが、人権相談補助金の補助対象経費であります。これは人件費並びに物件費すべてであります。府に出しました補助対象経費であります。人権啓発指導嘱託員は3名います。総報酬が414万円、これのうちの50%に当たる207万円、並びに職員1名、私どもの課の職員であります。その総仕事量の25%に当たります金額が207万円、それと先ほど委員がおっしゃられました人権協会に対する委託金22万円、合計で436万円を補助対象経費として大阪府に申請をいたしまして、補助金の上限であります125万円を人権相談事業補助金として受け取っております。

ちなみに相談員の資格であります。これは大阪府人権室が主催いたします人権相談員養成基礎講座90分授業40コマになるんですが、これを修了したものであるという指定がありますので、現在の指導嘱託員並びに人権推進課の職員全員が取っておりますので、その全員が当たっております。

それとこの人権啓発指導嘱託員の選定基準でありますけれども、五つの要件を設けております。年齢はおおよそ50歳以上70歳未満で心身とも健康な者。撰

津市に在住、もしくは在勤していたもので本市の地理、歴史的な知識を有する者。教職員及び行政職員を10年以上経験した者。また、企業等で職務として人権関係の業務を10年以上経験した者。人権問題に関して深い理解と豊富な知識を有し、変化する人権のあり方について対応できる者。そのほかにこれには該当しないけれども、特に市長が認めた者ということになっております。

最後に人間基礎教育であります。一般寄附600万円についてであります。本課が収納しました一般寄附600万円についてであります。この目的であります。人間基礎教育に関する事業に対する寄附であります。今回は補正で322万円、補正第2号で認めていただきまして、市内18か所に4種類の啓発看板を立てさせていただきまして、その決算額が234万6,750円あります。また、市制施行40周年記念事業におきまして、人間基礎教育体験談の募集をいたしました。これにつきましては158名の方から161点の応募がありまして、その中から特に優れた体験談を寄せられた方11名に図書カード、並びに応募された皆さんには応募された記念品というのをお渡ししました。その分が10万7,312円あります。この残金につきましては、財調基金に取り入れ、今後必要に応じて人間基礎教育のために執行する予定であります。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課の方に関係いたします5点のご質問について、ご答弁を申し上げます。

まず、地域手当の件でございますが、市としての考え方等々に対してでございます。平成17年8月に出されました人事院勧告の給与構造改革の内容のうち地

域手当にかかわる項目といたしまして、地域ごとの賃金水準の格差を踏まえ、本俸、月給のことをございますね、その水準を引き下げ、また、地域間調整を図るための手当を創設をするということになっておりました。この地域間調整のための手当が地域手当に該当するものでございます。地域手当の考え方といたしまして、地域の民間賃金を基本とした調査を厚生労働省の方で取りまとめ、その調査を賃金構造基本統計調査という調査でございますが、その調査に基づき全国各団体の支給率を決定したものでございます。

本市におきましては6%ということになりました。地方公務員法第24条、いわゆる均衡の原則等々をかんがみ、本市としては妥当なものであるというふうに判断をいたし、地域手当の導入につきましては職員、労働組合に申し入れを行い、計7回の交渉を踏まえ、平成18年第1回定例会において給与条例の改正をご提案させていただいたものでございます。

また、市長会等々への要望でございしますが、その交渉の中でも議論をされました内容で、物価指数との整合性であるとか、都道府県と市町村の地域手当の整合性については人事課といたしましても疑義のあるところであり、そのことに関しましては地域手当の見直し、賃金調査の開示等々を大阪府の市長会へ国に対して要望をしていただくよう働きをかけております。

続きまして、係長級昇任試験の件でございしますが、対象人員と受験者とはというお問い合わせでございしますが、平成18年度におきましては係長級昇任の1次試験につきまして対象者が89名おりました。そのうち受験をいただいたのは14名でございします。いろいろ種々努力をしておりますが、18年は14名でございしました。

続きまして、創造的人材育成事業に関する内容でございしますが、この事業につきましては職員がやる気を持って行動を起こすという職員の育成を図るためという目的で、この事業を実施しております。内容といたしましては、公務員として不可欠になる公務執行能力を獲得していくため、また、それぞれの能力をスキルアップしていくため種々の研修を行っているものでございします。詳細につきましては、18年度の詳細につきましては事務報告書の21ページをご参照いただければと思います。また、その中でコンプライアンスに関するところもございしますが、我々としていたしましては、そのうちの特に全項目に対して職員として当然、法令を遵守していかなければならないというところは種々ご説明があり、講師の方からご説明はいただいておりますが、やはり管理職に対する人権研修であるとか、課長代理級、一般職、係長含めた全職員に対する情報セキュリティの研修であるとか、また、自治体の法務入門研修、地方自治法であるとか、地方公務員法であるとか、等々の研修において各講師の方から強くご説明をいただいているところでございします。

4点目の海外研修でございしますが、海外研修につきましては、財団法人の大阪府市町村振興協会が主催いたします海外研修に本市職員として参加をさせていただいたものでございします。資格といたしましては、年齢は50歳未満の職員、各団体の長が推薦をする者。並びに800字程度のレポートを提出し、その内容が優れている者で、国際的な視野とか、識見を持った人材を養成していくために研修に参加をさせていただいております。平成18年度の研修テーマといたしまして、「行政とNPOの協働について」と

いうテーマでございましたので、関係部署でもございます福祉総務課の20代の主事を派遣したものでございます。

費用に関するご質問でございますが、さきに申しましたように、振興協会主催でございますので、基本的には振興協会の方で費用を負担していただけるものでございます。ただ、関西国際空港までの旅費につきましては市の方で執行しており、往復といたしまして2,640円を負担しております。

最後に安全衛生管理者、事務局としての安全運転への取り組みについてでございますが、労働安全衛生法等々に安全衛生教育を事業者として実施していかなければならないということがうたわれております。私どもとしても、事務局として担当しております人事課といたしましても、この点は強く教育をしていかなければならないということは認識をしております。

具体的取り組みといたしまして、先ほど総務部の杉本次長からの答弁にもありましたように、無事故無違反のチャレンジコンテストであったり、日々の中で所属長の方から安全運転についての注意喚起をしていただいたり、また、年4回における運転免許証の確認等々、車両点検等々がございます。

また労働安全衛生の事務局の立場といたしまして、公務のみの交通事故ではなく、私ごとの事故でありまして何かあれば人事課の方に必ず報告をすること。また、あってはならないことですが、飲酒運転等々の件につきましては、昨年10月に市独自の懲戒の厳しい処分の指針をつくっております。また、公務での運転前ではアルコール検知器において必ず測定をして、それをもって運転をするようにということを指示をいたして

おります。また、安全衛生委員会におきまして、交通事故があったことを、機会などをとらえて安全運転への注意喚起を行っております。また、外部職場の中には事業所委員会というのを設置しているところがございます。原則、月1回開催をしており、その場において機会を見て交通安全への注意喚起を行っているところでございます。人事課といたしましても、いろんな場面を通じながら今後とも安全運転への注意喚起を継続してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 私の方から広報紙の配布についてお答え申し上げます。ご承知のとおり広報紙の方は月2回発行しております。毎月1日発行の広報せつお知らせ版なんです、こちらにつきましては講座やイベントの申し込み、また、市民健診の案内など、生活に必要な情報を中心に掲載しております。ということで一斉に配布できる新聞折り込みで配布しております。一日の各紙朝刊に折り込んで配布しております。配布に必要な部数といたしましては3万7,780部でございます。

続きまして、15日号ですが、15日号については制度や市の出来事などを限られた紙面を有効に使って掲載しております。この15日号の配布につきましては、市役所の他の部署からの配布物とあわせて摂津市の運輸倉庫協議会に委託して自治会の指定する場所へ15日に届けております。配布日なんです、15日を基本とし土曜日・日曜日に当たる場合につきましては、繰り上げて金曜日にお届けして土日を有効に使っていただく体制で配布の協力を求めています。自治会配布に関しましての必要部数ですが、

これにつきましては各自治会から年度当初に必要部数の報告を受けておりました、その集計しました分をお届けしております。部数としましては2万7,500部の配布でございます。

○山本善信委員長 川上次長。

○川上監査委員事務局次長 監査委員事務局からお答えを申し上げます。ご質問の順序多少前後いたしましたときにはお許しをいただきたいんですが、さきに公表されております監査結果報告書、その中身について一部に留意すべき点、これどういうことなのかということでございます。具体的に課毎の特定はいたしませんけれども、具体的には例えば資金前渡の事後処理と申しましょうか。財務規則上は事案終了後に五日以内にしなさいということがあるわけですが、これに多少の遅延があったというようなことでございます。その辺はちょっと先ほど女性政策課にかかわるお尋ねがございまして、原課からもお答えがございましたけれども、例えば、会計年度独立の原則に、あるいは抵触するかもわからないというような、その事案との比較で申しますと、いわば脱線の恐れのあるものと、多少の遅延ということでございますので、その辺についておのずと監査委員のご判断としても、やっぱり分かれてまいろうかと。ただし、遅延とは申しまして、やっぱりるるに、いわば多少なりとも背反するところがあるのは事実でございますから、その点については一部に留意すべき点があるよというふうにご指摘をいただいたというふうに事務局としては理解をいたしております。そういう文言がつかないというところもございまして、その辺はそういうようなことも認められなかったというふうなことで、監査結果の公表にかかわり

ますそういう表現の違いについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、費用弁償のことでございます。これは一般職員の普通旅費との対概念であるということは重々承知をしておると。その上であえて質問をするということでございますので、ご質問の趣旨は私なりに十分ちょっと咀嚼できるかどうか、ちょっとやや自信がないんですが、費用弁償という言葉自体、例えばこれは多少個人的なことを申し上げて大変恐縮でございますけれども、私も職員にならせてもらって、初めてこの言葉に接しましたときに、弁償なんていうのは普通は社会一般で使いますときには、何かエラーをしまして、それに対するいわば金銭的な補てんというような、そのようなことで使われる言葉かなという気はいたします。ただ、行政の中での使い方につきましては、これはご承知のとおりでございますけれども、自治法の203条に非常勤特別職の方々、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができるということがございまして、この概念が用いられているんだというふうに思っておりますけれども、これは私どもに限らず広く定着をしているところではないかなというぐあいに思っております。これは事務局に限りませんで、監査委員の口からもちょっとどうかということでも少し考えてみるというようなご指示は今までちょうだいしたことでもございませぬですし、これは事務局にとどまりませぬ、監査総体としてちょっとご質問の趣旨に十分かなうかわかりませぬけれども、費用弁償という概念のあり方についても、これ以上の突っ込んだ認識は、今のところ持ち合わせていないというぐあいに、とりあえずお答

え申し上げます。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 府議会議員選挙の費用の点につきましてご説明させていただきたいと思っております。委員おっしゃられているとおり、予算につきましては1, 178万1, 000円、それと18年度決算につきましては、歳入で643万5, 091円、歳出で939万9, 205円となっており、この三つの数字につきましては10分の10という形にはなっておりません。これにつきましては、19年度におきまして歳入で1, 723万3, 848円収入しており、歳出で1, 426万9, 734円執行させていただいたところでございます。この18年、19年の両年度を合算しますと、歳入歳出とも2, 366万8, 939円という同額となっており、府議会議員選挙での執行額を府の委託金として賄えているところから10分の10という表現をさせていただいているところでございます。

それと、もともとの予算の1, 178万1, 000円の積算についてということになるんですけれども、これにつきましては、それぞれ例えば立会人さんの報酬であるとか、そういうふうな形で日々の分で換算できるものにつきましては日割で計算させていただきまして、また、委託契約等につきましても、その執行時期に応じまして振り分けさせていただくことができるという観点におきまして、積算の根拠としまして、この額を出させていただいたところでございます。

先ほども若干申し上げたところなんですけれども、不用額が出ている部分については、若干選挙の執行ということが多い目の予算組みということになったことから生じたものでございます。

○山本善信委員長 北居課長。

○北居警備第1課長 それでは、消防署所管の耐震性貯水槽についてお答えします。

まず、公設の耐震性貯水槽は、その設置方法におきまして、設置計画によって設置したものと歩道拡張工事時に設置したもの、それから公共施設建設時に設置したもの等を含めまして、現在24基ございます。平成7年度に立案しました耐震性貯水槽設置計画でございますが、平成12年度に10か所目を設置した時点で、財政状況等を考慮しまして、以後7年間、先送りとなりまして、設置計画の最終目標値であります19か所のうち9か所が残っている現状でございます。

次に、現在まで7年間のこの対応であります。まず、各所々、これ4か所でございますが、遠距離大量送水システムの配備、それと開発時に設置指導をしました私設の耐震性貯水槽、これの利用、それと大阪府の工業用水、安心給水栓、これらの利用を計画し、一定対処をしてきたところでございます。

平成19年度、今年度でございますが、署におきまして、設置計画の再検討をしたところであります。その検討結果としまして7年間の代替策、これにあわせまして緊急時の飲料水を供給できる大型水槽車の配備、そして今一つはJR吹田操車場跡とまちづくり計画を勘案しながら公共施設建設時に耐震性貯水槽の設置の依頼を計画しております。また、先ほど申し上げました設置計画の残り9か所につきましては、これまで消防車両の更新と重なっておりましたため、財政状況を考慮し、先送りとしてまいりましたが、更新車両が減少します平成24年度、これをめどに、それ以降の設置を行う予定であります。

○山本善信委員長 暫時休憩します。

(午後3時12分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

総務部長から補足答弁を求めます。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、先ほどの答弁の中で費用弁償の部分につきまして、財政担当部局ということで一応補足答弁をさせていただきたいと思います。

それぞれ予算を計上するときに歳入歳出それぞれ款項目節という区分で、それぞれ歳入歳出、予算計上をします。その結果として、また決算書にあらわれてくるんですけども、その中で費用弁償でございますが、節のところに、歳出の場合には1報酬から28の繰出金まで、28節ございます。そのうち9の旅費につきましては費用弁償、それから普通旅費というふうに二つに区分して計上しております。費用弁償につきましては特別職に相当される方、それから普通旅費につきましては一般職の場合については普通旅費という区分になっております。ただし、こういうふうに二つに正確に分けるわけではなく、今現在、アルバイト賃金をお支払いしている方とか、あるいは非常勤職員の方、ほとんど出張をする機会はないんですけども、たまたまそういう出張の機会も当然出てきます。その方につきましては市の、いわゆる職員の旅費条例に基づきまして、それぞれ費用をお支払いしていると、その部分については費用弁償というような名称になっております。

いずれにいたしましても、予算の作り方につきましては費用弁償と普通旅費の両区分でございますので、費用弁償という表現につきましてはいたし方ないというふうには思っております。

○山本善信委員長 はい、三好委員。

○三好委員 それでは、2回目の質問をさせていただきますが、それぞれ1回目で丁重なるご答弁をいただきまして、その中で改正ができるかどうかという部分の中で、これから質問をしていきたいというふうに思っております。

1回目と同様に、まず各課別にさせていただきたいというふうに思いますので、その辺をまたよろしくお願いいたしたいというふうに思います。

まず、財政議論での基金の運用について財政課長からのご説明もいただきました。私はここで言いたいのが、その平成16年度、平成17年度決算と平成18年度の決算の違いについてをご議論していきたいというふうに思っております。いわゆる実質単年度収支を5億1,300万円の赤字にした部分については、私の考えといたしましては、先ほど言いましたように平成18年度決算では特定目的基金である公共施設の整備基金、及び総合福祉会館再整備基金からの借入金、合計24億2,100万円のうち平成18年度で公共施設整備基金に8億2,500万円、総合福祉会館再整備基金に全額の10億円を返済したと。その総合福祉会館再整備基金を18年度で廃止をして公共施設整備基金に積み立てた結果、18年度では5億1,300万円の赤字になっている。この財政手法の中で実質単年度収支を黒字にもっていくならば、特定目的基金の公共施設整備基金に総合福祉会館の部分、基金を積み立てるよりも財政調整基金に幾らか入れれば、この単年度収支は黒字化ができたのではないかなというふうに思っているわけですね。その点についての財政運営上の手法と、その回答を聞いた後にご質問をしようと思っていたんですが、先に、もうそ

の考え方も含めながらご質問もしておきたいと思いますが、そういった財政運営を凶っていくときに、いろんな弊害が生じてくるやろうなという部分が、まだ気になる点でございまして、この点については、また後ほど質問をしますけれども、これから我々、この摂津市がいろんな諸事業を今、抱えております。その中でそういった、いつ何どき今の経済情勢が悪化するかもわからない。例えば今、原油が高騰しており、株が下落してきている。先行き不透明なときに財調、もしくは減債基金を積み立てておかなくて、弾力的な財政運営が可能なのかということが非常に気になるわけですね。これからの投資計画も含めてご答弁いただきたいし、その中での本来の財調と減債基金の考え方について総務部長、もしくは副市長の方から、その辺についてはご答弁いただきたいなというように思っております。

それと並行しながら、このたばこ税の件でございしますが、そういったことをかんがみたときに、このたばこ税が時限立法の中での臨時収入として、私は受けとめておりますし、この結果、いろんな要因もありますが、平成18年度が一部財政が好転してきたのは、大きな要因の一つであるという認識をしております。しかしながら、これは未来永劫、この額が得られるわけでもなし、今、ためられる分はためておかなければならないという観点でございまして、この辺についても、臨時財源の本質ですね、1回目の答弁でもいただきましたが、先ほどの財政基金の運用も含めながら、この点について改めてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、先ほど来から言っている、この平成19年9月10日の日刊紙等の報道の起債制約11自治体増の中で、こ

れマーカーペンを塗らせていただいているのが、これ摂津市の実質公債費比率、経常収支比率が悪化してきたと、一部好転はしているけれども、我々の、この摂津市というのは実質公債費比率、近畿2府4県でのワースト1でございまして、市でね。摂津市25.7%、改善はしてきて、これ確かに3か年平均の中での昨年、ことしが大変ピーク、この17年、18年度が、そういった実態であるけれども、一方ではまちづくりをやらなければならない。

それと、こういった新聞報道によって、市民が本当に不安がっておりますですね、我々のところにも何回も問い合わせ等で大丈夫かということになっておりまして、そういったことも含めながら、先ほどこの点についての将来見通しも、もう一度聞かせていただきたいと思っておりますし、その一時借入金についてもそうですが、これも財政運営全体の件でいろいろと話を聞いていきたいと思っておりますが、今、北海道夕張市が、最近報道はされていないんですが、市町村財政比較分析表の夕張市と摂津市のおかれている状況の中での、夕張市の財政を見ますと、財政力もその類似団体では最下位でございましたし、財政構造の弾力性も最下位でございました。人件費、物件費等の適正度の体質も最下位。それから、公債費負担の健全度も最下位でございました。定員管理の適正度も最下位でございました。

そういった要因が、なぜ夕張市がここまで落ち込んできたかという部分については、国策であった炭鉱収入がまず減っていき、そこに入っていった個人市民税が、人がどんどんどんどん減ってきて、個人市民税が減ってきた、法人市民税も減ってきたという一方ですね、先ほど

言いました一時借入金の、まさにこれは言葉を選ばなければならないんですが、事例として要はサラ金の自転車操業みたいなことを一時借入金を夕張市はやってきたというのが大きな要因であって、議会のチェックもそこになされてなかったというような状況がありました。

そういったことの中で、我々摂津市としても、この一時借入金で平成18年度の段階で39億600万円、これについては予算を組んで、国の補助金が、いろいろ資金繰りで決定をされて入金されるまでの財源に回したということになっていきますけれども、その辺についての、この財政運営上の一時借入金の年度内返還ということは、国に対して要望でけへんかったんかいと、今後ともそういった財政運営の収入になってくるのかということですね。

それと一時借入金の場合には、特定目的基金と企業会計からの一時借入金で18年度は相当ありました。

これは、私、冒頭にも評価しましたけれど、この間、平成10年度に財政の健全化計画を組んで、いろいろ努力されて、それまでは17年度、18年度、19年度赤字再建団体に落ち込むかもわからんということの中で、行財政改革にも取り組んでいただいた、その財政をはじめとする当局の皆さん方には、ほんまに敬意を表したいと思っておりますけれども、まだまだ安心ができない財政状況であるがゆえに、改めてこの一時借入金、それと夕張市の違いを教えてくださいたいというふうに思っております。

それから、市民税につきましては、それぞれ理由は聞かせていただきまして、いつも気になっているのが、本市の、その税構造の比較なんですけど、北摂7市で平成17年度の、私データでしか調べん

かったんですが、平成17年度の個人・法人市民税の比較表をつくってみました。

個人市民税、人口一人当たりで換算しますと、もうあんまり言いませんが、箕面市がトップですね、摂津市が第7位、最下位、法人市民税は逆に摂津市がトップで、箕面市が最下位、トータルしますと5位の順番ぐらいになります。

ここで気になるのが、就業人口一人当たりの税収比較をしてみたら、結局同じような順位にはなってくるんですが、一方では、高齢化がどんどんどんどん進んでくる中で、これから年金生活者がふえてくる。働きが減ってくる中で、就業人口一人当たりの税収というのは今後落ちてくるやろうと、その見込みを今のうちにやっとなかないと、冒頭言いましたような、団塊の世代に突入してきて、まさに今から人口減少時代になってきて、働き手が減ってくる、そういったことの中で市民税の今後の見込みを教えてくださいたいなと。昨年度の部分が、異常値であったのか、それとも安定的な税収構造であったのかということも教えてくださいたいというふうに思います。

それから、秘書課の業務委託の件でございますが、私はこの業務委託料の部分について、先ほど課長から答弁いただいたんですが、これね、派遣契約と業務委託契約の違いという部分が、世の中でもいろいろ問題になっている場合ありますね。発注のまず仕方が、本来ならば、これは人事一括で、こういう委託業務というのは従来からやられてきた部分を、今は各課別になってきているというふうに一方では伺っています。

昨年に派遣法が改正された中で、この派遣契約ならば、この3か年で見直して期限延長はないんですけども、委託契約となってきた場合に、契約事業者と個

人との委託をすれば、その中に業務命令というのが、先ほど課長が言うておったのは、派遣の社員に対しては仕事の指示、命令系統は、そこで受けた企業側、いわゆる市役所が指示、命令系統ができるんですが、今やっておる委託になった場合には、それはしてはならないという解釈になっているわけですね。だから、その部分に対して、なぜ秘書課業務がそういった部分の委託になっているのかということを知りたいんですね。これは私も、このあなた方の決算概要だけの文言で見ているので、派遣ならばそういった指示、命令系統が可能。委託ならばそこには、その業務の指示、命令系統は言うてはならないと言うのが、この契約条項に載っているわけですね。だから、この点については明解にお答えをいただきたいと思えますし、そういったことをやった場合に、今度請負業の関連が絡んできますんでね。

それから、広報せつ及びお知らせ版についてでございますが、もう端的に言いますと、この広報せつをいつからその全世帯に1日号ですね、新聞折り込みやってきたんかと。従来から、この自治振興課にかかわる部分までは僕立ち入りたくないやけれども、要は今、行政は地域力ということの中で、各種団体の皆さん方に協力をいただきながら、今行政運営をやっているわけですね。その中で、特に大きな自治連合会、小学校区になれば、連合自治会、単一自治会の中に、その中で加入率をふやしたいという要望が今までいっぱいあったわけですね。過去、何回となしに議論をしながら自治会に入ったときのメリット、デメリットを精査してくる中に、こういった広報紙も、自治会に入っておけば手元に、自宅まで届きますよと、これを有効な手段と

して利用したらどうですかという議論もなされてきた経緯があるわけです。だから、そういった中で1日号を全戸配布にした根拠と、そういった部分をどういふうに当局が見ているのかと、自治会はどんどんどんどん今は減ってきた、3年前は75%の加入率、今は70%まで減ってきた。その中で、一方では自主防災訓練とか、いろんな訓練に対しての、自治会に対して協力もいただいております。確かに税金払っているから、市民に対しての公平性の中で、そういったお知らせ版も皆さん方に配りたいという気持ちはわかります。どこで協議をされてそういったことになったんかということをお教えください。

公共施設のバス運行については、もう今、所管かわっていますので、ただほんまに、まだ所管持っているんやったら、その半年間でもっと調査をしながら、いろいろ運行計画をやってほしいと。ただ、私からここで言いたいのは、政策推進課から業務が外れたけれども、交通対策課に対して、ちゃんと申し送りもしながら、よりよい運行計画を組んでいただくことをお願いしておきます。また、所管がかわれば、そこでまた言う機会もありますけれども、またお願いいたします。

子どもの安全、企業誘致については結構でございます。

人権推進課につきましても、人権推進問題に関する行事、人権相談は結構でございますが、この要は、人間基礎教育に対するその看板と、いろいろともう1点、40周年の体験談発表の図書カード、残りを財調に積み立てると、残りが260万円ぐらいあるわけですね、執行した後に。その一般寄附の取り扱いで、本来、本人からの目的があって、それが不用額となっ

たからということで、財調に持っていくのが好ましいのか、本来ならば人間基礎教育の予算で年度をまたがっていくんやったら、そこで継続で予算を計上しながら管理をしていった方がいいのか、この点についての見解をお聞かせください。財調というのは、特定目的基金でないので、その管理の仕方、手法というのは、その財政課でのみしかわからないんですね。財調というのはそういった扱いでは、私はないと思います。だから、その辺について教えていただきたいと思います。

女性政策課については、私が言いました部分では、監査からの指摘事項だけ、今、頭へ入っているみたいですけど、私の質問は、金額が幾らかわからんけれども、雑収入で入っているんやったら、還付しているんやったら、どこかに支出があるやろと。決算書、決算概要の中に、どこにその数字があらわれているんですかと。ややもすると、既にわかっているから決算書を書く前に雑入だけを入れて、そこでもう調整終わっているということまでこれを出しているんかと。これが1点ですね。

もう一つはお金の、これは女性政策課だけ違いますよ、現金を取り扱う庁内での、改めて私はマニュアル確認をしなければならないと。数年前になるか、十数年前になるか、それぞれ窓口で現金でそれぞれの団体の会費を預かって、それが不明金になったような事例もありました。それ以降に、現金を預かったらすぐに入金しなさいと、その後、書類を残しながら出金伝票を書いて処理をしなさいというルールがあるわけですね。だから、今の決算書での歳入、歳出を、私はそれに該当すると思います。監査の指摘もまさにそこやったと思うんやけれど、決算書の中にどこにあらわれているんですか。

それと地域手当についてですが、地域手当につきましては、私といたしましては、先ほど言いました調整手当時代ときには、これは理解がわからないということの中で、いろいろ言うておりました。ただ、これ地域手当につきましては、その公務員給与構造の見直しに関する考え方ということの中で、私はもう率直に言うて、国で3%から18%の地域手当が新設され、本市が6%、近隣市には8%、10%、12%の市がある。そこに生活しているところが、これも言葉を選ばなければならぬんですが、あそこ6%と12%、12%の方の地域手当は物価も高いし、住みやすいから12%払います。6%は住みにくいから、物価もやすいから6%しかないでせと、こんな烙印を押されているのではないかと。だから市として、この3年間の見直しの間にどうやって行動を起こしていくんやと、私はこういった議論のときに、職員組合が公平委員会に対して、事務報告書にも載ってますけれども、要請を起こしたわけですね、もう一回審査をしてくれと。しかしながら、これ大阪府市長会に対して市長が言うてる間に結審しよったわけですね。手続上はそういったことでもいいかもわからんけれども、働く仲間、それから職員、全市民も含めて、その格差という分については、異議を申し立てなければならないだろうなど。その辺についての考え方を聞きたいと言うてるわけです。

これは公平委員会としてでも、その部分の時期、タイミングも含め判断をした基準を教えてください。これは、ほんまに世の中、格差社会になってきたという中で、こういった人事院勧告から出てくる中での3から18%、特に摂津市6%で、吹田が12%、茨木10%とかね。ほんまにまたがっているところです。

大阪府の職員が摂津市に派遣されたら12%でしょう。なぜ摂津市の職員が6%になるのか。茨木市に住んでますやろう、吹田市にも住んでますやろう、高槻市にも住んでますやん、大阪市にも住んでますやん、その人らが、その6%であり、ほかが8とか10とか12%。もっと行政として怒らなければならないというふうに思います。だから、その辺についての考え方を教えていただきたいというふうに思っております。

それと係長級昇任試験につきまして、数字を聞いて大変驚いているところでございます。本来ならば、私もこの係長級昇任試験を導入したときについては、OJTの中で、それぞれが、管理職が部下育成に努めながら、本来は昇任試験というのは要らずに、やっぱり人事考査の中でやっていくべきだという一方での考えを持っておりました。

ただ、こういった部分の昇任試験制度を導入した以上、やはりその資格がある人間については、全員にやっぱり試験を受けさせる、この仕組みがやっぱり大事ではないかなというふうに思っております。その中で、先ほど言われました、対象者に対して、受けた人が非常に少ないという、この風土ですね、市役所の。受けるということは、普通の受けない人と比べて、やっぱり相当勉強もしていかなければならない、労力も使う、また責任も重くなる、そういった人と、受けずにそのまま、のほほんとして定年退職まで迎える人、こういった部分での人事処遇に対してどんな処遇を考えておられるか、今現在、どういうふうになっているのか、こういった事を聞きたいわけですね。これが、いわゆる私は市長が提唱している人間基礎教育は庁内からという、人材育成もそこなんですよね。そこを聞きたい

と思いますので、よろしく願いいたします。

それから、創造的人材育成、人事ばかり質問して申しわけないんですが、わからないから教えてください。

この創造的人材育成の中での新規事業で、新たに課長、課長代理に対して、仕事の進め方も含めて、職員のマネジメント能力を発揮する研修会もあったように見えています。その中で、いろいろ気になるのが、日常の仕事の改革、仕事の進め方、これはまさに行財政改革の中で今やっていかなければならないし、OffJTでもやってますけれども、もう一方、見とかなければならないのは、今、パワーハラスメントというのがないのか、それとかセクシャルハラスメントはないのかということが非常に気になっておりました。平成17年度が戒告5人おられました。18年度では今聞いている段階では、今ゼロになっているけれど、ただ風潮としてセクシャルハラスメントがあるようなことも一方では伺っていたこともあるけれども、実態として、どういう指導教育をしていっているのかということ聞かせてください。

海外研修については、結構でございます。

庁舎管理については、遠慮しながらご答弁もいただいたんですが、私はこういった庁舎管理事業で光熱水量、ここでこれぐらいしか質問をしながら言えない部分で、やっぱり地球温暖化をいかに抑制してくるか、その中にはいろいろな二酸化炭素を抑制していかなければならない、だから光熱水費を抑えていくんやと、光熱水費を抑えていくために、庁内の空調温度を28度にしていたり、先ほど村上委員が言うているように壁面緑化をやっていたり、そして副市長名で出ていっ

たクールビズの取り組みをやっていったり、いろいろと京都議定書に基づいて、今、取り組んでいるときですね。だから光熱水費の削減については、これについては歯どめとしては、先ほど電力の自由化による、デマンドを抑制したわけですな、最高需要電力を抑えながら、その中で契約電力を抑えていった、これが歯どめですよ。もう一方での人的な努力として、やっぱりクールビズというのは推奨していかなければならないと思います。18年度の結果については、私は、あるときに市長にも怒った経緯があります。こういったことについて、副市長ね、こういう、私はこのクールビズにしてでも、まず決めたことは守ろうやんかと、6月1日から9月30日まで決めるやろう、これが地球温暖化防止や交通安全対策でも全部必要やと思うんですよ。その中で、決める前段の中での議論については、どんどん議論してくれやと、しかしながら、今度6月1日から決めた段階では、そういった中でのネクタイ外すというのは象徴ですよ。上着を着ようが半そでを着ようが長そでを着ようがいいんやけど、夏の軽装でやっていきますという中で、やってきた行為についてどう思っているのか、見解をお願いしたいと思うし、来年度の取り組みについてどう議論していくのかと。

それから、市有財産の管理事業については、もう少し議論をしたかったんですが、これについては、土地の部分は、まだ公園とかいろいろということのを伺っているんで、あんまり深く議論をしたくないです。ただ、財産管理という面については、これからもより慎重にやってもらうのと、土地開発公社という総務所管の部分がありますので、その辺の土地開発公社の負債部分を将来見据えながら、改

善を早期にやっていただきたいというふうに思いますし、遊休地ありますね、こういったことについてでも、いろいろと検討していただきたいことを要望しておきます、これはね。次なる予算のときにどう計画していくんかは、また改めて質問させていただきます。

車両賠償事業についてでの、車両管理責任者からのご答弁については、それでいいのではないかなというふうには思いますけれど、もう一方での人事課が事務局である労働安全衛生事業に対して、本来ならばああいった損害賠償、議案になっている分もあります。今まで私どもも聞いているのが、議場において二度とこのようなことがないように徹底をいたしますということは常に聞いております。過去、議会でも聞いたことがあると思うんですが、ならば摂津市の総括安全衛生管理者並びに安全委員会をどういう感じで開催しているのかということを知りたいんですね。

ここに摂津市職員安全衛生管理規則というのがありまして、委員会の委員が市長公室長、総括安全衛生管理者、これは現業の方2人、市長公室長が指名する5人、それから労働組合が7人。労基法からいきますと、総括安全衛生管理者を任命をして、定期的な委員会を会合し、そして、そこに携わる職員の危険、または健康傷害を防止するための処置をする、安全または衛生のために教育の実施をする等々、大きくは5項目で、項目は8項目あるわけですね。定期的な会合もせなあかんわけです。今、そういったことも踏まえての、摂津市における労働安全衛生委員会の実態についてご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、行政情報化推進事業についてでございます。これにつきましては、

難しいことはよくわかりませんが、ご答弁をいただき、いろんな資料を見ていただいたら、オープンシステムに持っていく経緯の中で、本当に担当課の努力というのはかいま見れまして、本当にご努力に敬意を表しておきたいというふうに思います。

先ほどもHOSTコンピュータとオープンシステムの経費の差異もお聞きしましたが、今、数値を出されている予測数値を、今度は下回らんように、より経費削減に努めていただくということと。もう一つは、使う側の立場に立っての簡素化ができることに努めていただきたいということで、要望としておきます。本当にご苦労さんでございます。

監査事務局でございますが、私こういった、費用弁償のあり方については、先ほど総務部長からご答弁もいただきました。地方自治法の中で出てきておるといふ川上次長からのご答弁でございましたが、なぜ私がこういった質問をしているかという意図がもう一つわかってないのと違うかなと思いつつながら、本来の、こういった地方自治法に乗ってくる項目の、もう一つの裏に、はっきり言うたら大阪府、大阪市の議員が費用弁償ということで交通費、会議に参加したら、そういったことになっていると言われていたわけですね。我々摂津市はそういったこと一切ございませんけれども、ややもするとそういった誤解を招く恐れもある。法律に基づいては、今言うているように款項目節がある中で、そういったところは旅費、交通費でまらめておいて、説明のときにわかるようにはしているというのが、今、総務部長のご答弁でございまして、そういったことを監査から見てどうであるんかということ聞いてるわけですね。

それと、物すごく不丁寧なのが、私は

一部に留意すべきであるという各課の部分を聞いているわけですね。あれ先ほど言いました部分で、それぞれ各課は全部同じ項目やったじゃないですか、監査として。ならば、それは同じ項目で、次年度に対しての歯どめはどんなことをやっているんですか、再発防止は。物すごくほかは丁寧に答弁いただきましたけれど、十把一からげで答弁されとったら、ちょっと違うん違うかなと思うね。あなた方が、出している監査結果報告書なんですよ、本来やったらもうちょっと使命を持って提出してくれと言いたいぐらいです。それを我々、議会としてはチェックしていますからね。

それから、大阪府議会議員選挙費用については、これはもう考え方の相違かもわからないけれど、私はトータル2,300万円かかるんやったら、そのうちの補助金が5割ならば5割をやっぱり当初予算で組んでおきながら、補助金はそのうちの10分の何パーセントやったとか、全体の何パーセントだったとか、繰越明許を打っておくべきであったんではないかなという考えはいまだに持っています、この部分についてはね。そういった運用をすることによって、市民啓発にもつながってくる。特に選挙になってくると、むだな金を使っているん違うとか、いろいろとやっぱり取りざたされてくる部分と、投票率の低下もあるから、我々もやっぱり当初予算を見ながら、それに対して啓発費用がどれだけいってんねんとか、実際に投開票費用でどんだけ事務経費がいってんねや、その中でもっと予算をつけてやるべきやろうというような議論ができるわけですね。そういった部分で、私は当初から全体予算案を示しながら、年度内ではこれだけの予算で補助金が全体の何分の1であって、継続をすべ

きやとかいうことですね。そういったことは、これは意見として言うときます。ただし、その補助金は摂津市から出している全体の、例えばもう平成18年度予算に限って言うならば、全体かかったのが117%でございまして、府の補助金が643万5,000円ですよ。これが10分の10というのは、我々の考えは一事業に対しての、全体予算に対する補助金は何ぼ入るのやという考えなんですよね。そやから、こういう提示の仕方が正しいのかどうかというのはね、ちょっとご答弁いただきたいな。だから、一つの事業をやる場合に、国、府で50%、2分の1ね、摂津市が4分の1とかいうやっぱり予算振りありますよ。その中で、全体が何ぼやねんというのが本来の出し方と違うかなと思ってますのでね。

それとあとちょっともう1点だけ。総務防災課の関係でね、ハザードマップの関係があって、これから防災訓練等々がいろいろあるんですが、私はさっき村上委員が質問してる部分とはちょっと違いながら、要は防災資機材も含めて、もう少し充足しとかなければならないなと思っているんですよ。特にハザードマップが、あれだけ水位が2.5メートル、4.5メートル、それこそ200年に一遍が来るかどうかわからないけれども、しかしながら、そのときの浸水状況を見たときに、防災資機材は今、低位置のところですね、すべてね、1階部分にあるわけですね。各小学校、12小学校に置いている部分は、これはやっぱりこれだけハザードマップを出したんやったら、これからの年度計画を踏まえながらやっていかなければならないし、それと、つい最近、上町断層で地震が起きた場合、どれだけの被害が起こるかという新聞報道がされましたよね。それも今コピーして持って

いるんですけども、あれの今度、想定範囲からいったときには、今の体制で本当にそれで大丈夫なのかという心配があるわけですね。

きょうは決算でございますから、その18年度、決算の年度内における、僕は自主防災訓練ね、何回も行かせていただいているんやけれども、何かこれはあんまり言うたら失礼なんですけれど3回、4回やってきたら、どうもマンネリ化しているような感がしていくわけですね。

シルバー人材センターの空き缶回収の人から、煙のね、これは消防が管理してくれているんですかね、煙体験コーナーとか、いざとなったときにやろうとしているやつはいろいろあります。そういったことは、これからも、まだ継承して力を入れていったらいいんですけど、いざというときに自分の地域から避難場所に行く避難経路とか、避難場所というのがまだ周知徹底できていないように思うし、防災資機材もまだ充足はできていないというように思ってるんですけど、この防災の関係で言うならば、非常に難しく、答弁は結構でございます。答弁は結構で、やっぱりそういったことを意識しながら、やっぱり取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

庁舎前の駐車場のカードの関係なんですけれど、もう忘れたかもわかりませんが、もともとあそこの駐車場の入口に小屋を建てたときの議論なんですね、これは。そのときに、要は休憩室を建てるというから、この総務常任委員会で休憩室とは何ぞやと、案内ができるように窓はやめて扉にして、そこで案内をしていくようなことに、体制にやったらどうやということ、苦肉の策でやった方策なんですよ。そのときには、駐車場ナンバーごとにカードを渡してやろうや、

それやったらふくそうするから、ブロック管理でやっていこうや。この質問させていただいたのも、最近になって、私もここにとめるようになりましてけれど、きのうも行ったらバックしてくれてバックしました。前の車が曲がられへんから、そのまま前へ行ったら、誘導やから来い来いって言って行ってるけれども、向こうからぐるっと回られて、そこにもう入れられているとかいう、再度実態を調べてほしいんですね。市民サービスが本当にそれでいいのかどうか。もう一つは、そういったことならば、あそこの駐車場の有料化、それから自動発券機を置きながらの、そういったことも検討していった方がええん違うかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

自衛官のやつも結構でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、再質問の一番最初のところに、財政問題等がございました。

それぞれ、基金、経常収支比率、あるいはたばこ税の問題等々ありまして、それぞれ関連いたしますので、本来でしたら財政課長と分けて答弁するところなんですけど、関連いたしますので、私の方から答弁させていただきます。

まず最初に、基金の問題でございます。

それぞれ実質収支に関する調書といたしまして、決算書の253ページに調書がございます。これはまさしく実質収支額だけで、これをベースにいたしまして、総務省の定める決算統計を作成いたします。その作成をいたしました結果が、事務報告書の53ページのところに、平成18年度決算状況というのを提示させていただいております。ここで実質単年度収支、ご質問のありましたように、平成

18年度につきましては5億1,266万8,000円のマイナスというふうになっております。これは、ご承知のように総務省の決算統計の作成には一つの決まり事がございます。先ほど言いましたように積立金、あるいは取崩金については財政調整基金のみをもって計上すると。実質的には総合福祉会館再整備基金、あるいは公共施設整備基金に、以前の借入的繰り入れを返還したところでございます。これらは反映されませんので、実質的には黒字であっても、ここで表現としましては5億1,200万円ほどの赤字になっているということでございます。これで、総合福祉会館の基金をことし、第1回定例会のときに、要は廃止の議案を上げさせていただき、ご可決いただきまして廃止になりました。その総合福祉会館の、いわゆる積立先で、それぞれ財政課の方でいろいろ議論をさせていただきました。

まず一つは、ご指摘のように財政調整基金に積み立てることがいいのか、あるいは公共施設整備基金に積み立てるのがいいのか、こういう二つの選択肢があったというふうに記憶しております。

まず、財政調整基金に積み立ていたしますと、それぞれ本来、総合福祉会館の再整備基金は、いわゆる施設整備を目的としたものでございまして、それなら一般的に自由に使える財政調整基金よりも公共施設整備基金の方が望ましいということで、お互い施設整備を目的とする基金の方に積みかえをしたところでございます。ご指摘のように、オールラウンドに使えます財政調整基金に一本化できれば、財政運営といたしましては、非常に便利で使い勝手のいい、あるいは制約のかからない基金と言えるんですけども、実際は基金は後年度の支出に備えるため

の積立金でございます。地方財政法第7条には、決算剰余金の2分の1は積み立てをしなければならないという規定がございますが、それ以外の規定はなく、自由に積立先を決めることができます。しかし、今後の財政運用を考えたときには、施設整備事業が、新規の施設整備事業も当然出てこようと思えますし、それから老朽化する公共施設、これの再整備もやはり考えなければならないというふうに思います。こういうふうに考えたときに、財政調整基金一本ではなしに、やはり公共施設整備基金がある、あるいは積み立ての残高があるというような、そういう姿勢も我々としてはアピールする必要があるのではないかというふうに思っております。

それから、次に経常収支比率が平成18年度決算で95.2%になりました。確かに110から95.2ということで、非常に大幅に好転をいたしました。我々は、好転をしたというふうに決して思っておりません。といいますのは、先ほど説明がありましたように、分母で20億円の増収があり、それから分子の方で10億円弱の歳出の減がありました。差し引き30億円のプラス要因で、標準財政規模が200億円ですので、その15%相当になろうというふうに思っています。それで110が95.2というふうになりました。そのいわゆる歳入ですが、市たばこ税で14億円の増収がございました。ご承知のように、企業誘致条例に基づきまして、5年間は通常収入するであろうというふうに我々見込んでおりますが、6年目以降につきましては、まだまだ収入については不安定でございます。

それから、公共下水道特別事業会計の方に繰出金をしております。その繰出金

の中でも、16年度から資本費平準化債の発行によって、繰出金を抑制しております。もし、このたばこ税がなければ経常収支比率がどうなっているかと言いますと、それからもし資本費平準化債の発行がなければ95.2の経常収支比率は、実は107.4%になっているというふうに思っております。これからいきますと、実質的には100%は経常収支比率切りましたけれども、95.2というのは実感できないというふうなのが我々の認識でございます。

それから、たばこ税の増収について、今後どういうふうに積み立てをし、等々ということのご質問がございました。平成19年度当初予算なんですけど、市たばこ税を当初から19億900万円計上いたしました。その結果、基金からの取り崩しが6億7,442万5,000円と、18年度当初から比べますと、7億7,413万2,000円減額することができました。これはたばこ税の増収によって、基金の取り崩しが少なくなったということになります。このたばこ税によって、それぞれ歳出規模をふやすんではなしに、基金からの取り崩しを減らしているというのが実態でございます。

ご指摘のありましたように、今後、少子・高齢化時代になっていきます。平成17年度から人口減少時代に入ったというふうに言われておりますが、今後、歳出の増、歳入の減の顕在化が顕著にあらわれてくるというふうに我々思っております。将来の財源確保のためには、基金を1円でも多く残していきたいという決意でございます。

それから、一時借入金のことでございますが、一時借入金で、それぞれ夕張市の例がございました。それで、夕張市の例なんですけれども、夕張市で平成19

年3月6日に財政再建団体に移行して、再建計画がスタートされました。これによりますと、平成18年度から平成35年までの18年間に353億円の借金を返すというふうになっております。非常に膨大な数字で長い期間、住民に負担を強いるような計画になっております。なぜ、こういう多額な借金が問題にされなかったのかというふうに、まず疑問が残ります。まずその一つの理由としては、出納閉鎖期間を悪用した一時借入金を使った会計操作によるもので、一時借入金は短期の資金繰りであり、借金ではないという言い訳がまずできたのではないかというふうに思っております。

それから、もう1点は、やはり会計の番人である監査委員や、あるいは議会でのチェック機能が働かなかったのではないかというふうに思っております。地方自治法第235条の3では、それぞれ一時借入金の最高額を予算で定めるというふうになっております。これでいきますと、もちろん予算の審議のときに議会の皆さん方にご審議をしていただいて可決するということになるんですけども、本市の場合には平成18年度、それから平成19年度、それぞれ50億円という最高限度を決めております。

ちなみに、調べてみますと、夕張市の例でいきますと、平成8年度末時点の一時借入金が92億1,000万円ということでございます。それから平成18年度末では292億円という膨大な借入金額になっております。これも、もちろん議会の最高額の借入額の議決をもらわないと発行できない。だから292億円の膨大な借入限度額も議会が承認したということになろうかと思えます。本市の場合に限りますと、監査委員、あるいは議会において十分審議をしていただいてお

りますので、十分チェックを我々は受けているというふうに思っております。今後も含めて、本市ではそういう会計操作は絶対ないということを、ここで断言しておきたいというふうに思っております。

それから、一時借入金の運用でございますが、それぞれ銀行の方から一時借入金を借りますと、当然預け入れの金利と、それから借入金の金利が相当開いております。それぞれ水道企業会計で定期預金をしますと、率の低い利率になります。それから、本市で一時借入金を借りて、銀行の方で借りますと高利率になっていきます。それで、中間的な利率の中で、水道企業やあるいは財産区財産が利子収入として通常の預金利子よりも高利率で運用ができる。私どもの方といたしましては、銀行に借りるよりも水道企業や、あるいは財産区財産で運用する方が低利率で運用できると、そういうそれぞれの各財産区財産、あるいは水道事業会計、一般会計の双方のメリットの中で運用しておりますので、ご指摘のように一時借入金の中には、金融機関は一切含まれておりません。

それから、先ほどの人権の方の関係の、寄附金のことでございます。私の方から答弁をさせていただきます。通常、寄附金には三つございます。一般寄附、それから特定寄附、それから条件つき寄附というのがございます。一般寄附はただ収入をされるだけで、それで済んでしまいます。ところが、特定寄附になりますと、収入とそれから歳出と両方計上しなければなりません。ところが、人権の方の、それぞれの人間基礎教育の分については、いただいた寄附金以上の歳出ができないと、まだまだ十分工夫ができないということで、歳入額の方が多額になっております。その分につきましては、財政調整

基金にとりあえずは積み立てをさせていただいて、後年度に人間基礎教育にかかります経費が出てくれば、そこから取り崩しをしていきたいというふうに思っています。

ただ、やはり寄附のことですので、寄附者に対しましては、一定整理が終わった段階で、これこれこういう事業に使わせていただきましたと、そういう報告なり、あるいは連絡なりは当然必要かというふうには思っております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 それでは、まず1点目、地域手当に関するご質問に対してでございます。近隣各市が10%、12%、場合によっては国基準で15%という状況になっております。これは人事課といたしましても把握をいたしている状況でございます。また、市全体をいろいろ施策をする中で、国の方がいろいろと単価設定を決めてくる場合がございます。特に福祉の分野で決めてきている単価もございます。生活保護の関連、介護保険の関連でございますと、その単価設定が一番高い設定になっているということも認識をいたしております。そういう全体を見まして、人事といたしましても市長会を通じて大阪府、国に対して要望をいただきたいということで、要望をしている内容をご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、地域手当の指定基準につきまして、賃金構造の基本統計調査の中身について、やはり市町村に公表をいただきたいということを、市長会の方に要望を申し入れをしております。本市労働組合が国なり人事院に対して、その中身の公表であったりというところの、いろんな種々手続をしておられるということも認識をいたしており、人事課としても、市長会

ではございますが、そういう動きをしていただきたいというふうに要望をしております。また、地域手当の指定単位が、市町村区分別になっている状況がございます。大阪府なり、都道府県の場合は広いエリアで一括して決めてもいいという状況で、これは余りに整合性が取れてないのではないかという認識のもとで、やはり市町村の面積等々にも差がございます。古い資料かもわかりませんが、大きな市においては2,179.35キロ平米、小さい市においては5.1キロ平米、本市においては14.87キロ平米でございますが、こういうふうに同じ市でありましても、市域の広さが全く違うと、こういう状況で市町村別になっているのはいかなるものかということで要望をお願いしたいということでの、市としてのご依頼を上げている状況でございます。

また、その賃金構造の中身を公表させていただきたいという趣旨といたしまして、これは実際、各市が払っておられる基準ではございませんが、国が示された基準によりますと、隣接している大阪市、守口市は地域手当が15%、吹田市、高槻市、寝屋川市は12%、茨木市は10%と、本市が6%でございます。本市の周りを取り囲んでいる各団体が10%以上の地域手当の指定を受けているということもあり、趣旨の中に入れてはおります。そういう状況で今後とも市長会を通じて要望はしてまいりたいというふうに考えております。また3年後の見直しでございますので、来年一定の基準が示されると思います。その辺の動きを見ながら、我々としても各方面に要望してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、係長試験の受験率が低いというところで、責任が重くなる、受けない者との処遇の格差というところで

ございますが、ご存じのように、国の給与構造改革の変更に伴い、本市におきましては、平成19年から国に準ずる形で、従前であれば、わたりという形で職階について係長級と主事級が同じ号級にありましたが、この平成19年度から、各職階に応じた服務級という形に変更をさせていただきます。

改正前の給与制度によりますと、中には昇格する者、昇格しない者が給与処遇面において余り差が起らないのではないかという状況の中で、昇格に対する魅力が余りないというふうを感じる職員もあるやに聞いております。今後は、各級とも最高号級を超えての昇給は行わないということもございます。平たく申しますと、昇格をしていかないと給料がふえないという状況になろうかと思えます。昇格による給料面の魅力というのは以前より少しは増してくるのではないかというふうには考えてはおります。

人事課といたしましては、こういう給与制度が変更になった、改正されたということ、この4月に所属長を集めまして、説明をしております。機会があれば繰り返し説明をしていきたいというふうには考えております。ただ、昇格のみを目指して、余り人の輪と言いますか、職員の輪を乱すと言いますか、余り考えないような職員ができてはまた困ります。逆に言えば、昇格しないから、それなりに仕事をしようという職員がふえても困りますので、その辺、全職員間においてですね、与えられた仕事を的確にしていけるような職員を人材育成の中で目指していきたいというふうには考えております。また、係長試験におきまして、新規に資格を取得される場合がございます。そういう方が、そういった場合は、私の方から所属長の方に若干メモを入れるという

ようなことはしており、受験率と言いますか、向上に努めているところでございます。また、今年度におきましては、昨年度受験者が14名でございましたが、平成19年度は31名ということで17名増加をいたしている状況でございます。

続きまして、創造的人材育成事業でワハラ、セクハラに関するところでございますが、特にセクシャルハラスメントについてでございますが、本市におきましては、セクシャルハラスメントの防止に関する要綱というのを定めております。その要綱の中に相談員なり、苦情処理の委員というのを設けておりますが、相談件数につきましては、委員の方からも指摘ありましたようにゼロ件ということになっております。しかしながら、平成18年度、昨年度でございますが、全職員に対してセクシャルハラスメントに関する意識調査というのを行いました。その回答内容を見てまいりますと、合計して8.3%、男性は9.1、女性は7.3でございますが、そのパーセントの職員が、そういうセクハラ行為を見たことがあるというふうに回答をしております。また、女性職員におかれましては、約1割の方が受けたことがあるというふうな回答も得られました。

我々といたしましても、そういう意識調査の結果から、そういうハラスメントの予防、防止に関する充実が必要であるというような観点から、人権啓発指導嘱託員の先生のアドバイスを受けて、参考にですね、平成19年ではございますが、4月に要綱を改正をさせていただきました。今までは、事務局を人事課の方で承っておりますが、やはり相談者の立場を考えた場合に、女性政策課の方がいいのではないかということで、その点を変更をいたしました。また、相談員を4名か

ら10名に増員をいたしております。そういうところで、昨年じゃなく今年度からになりましたが、増員ということで相談者の増員をいたしたところでございます。

車両管理に関する労働安全衛生からのお問いでございますが、ご指摘のように事業所は安全衛生委員会などを毎月1回以上開催をするようにしなければならないということはどうなっております。本市の、委員、先ほどご指摘いただきました管理規則になりますが、安全衛生委員会の開催につきましては、その中の第10条に総括安全管理者、または委員の5名以上の要請があれば委員会を招集、開催するということになっております。この規定になっておりまして、現在、定例的ではございますが、年間に4回程度の会を開催をいたしております。その中で、先ほど申しましたように、機会があれば交通安全に関する事案につきましても、ご説明、指導をさせていただいているところでございます。また、13条におきまして、事業場安全衛生委員会というのがございます。そちらの方は外部職場で、生活環境部と教育委員会の方に庶務担をお願いしており、そちらの方で開催をいただいております。その所轄する二つの課の所属長が総括安全衛生管理者になっていただいている状況でございます。そちらにつきましても、おおむね毎月1回ずつ開催をしておるという状況でございます。また、その中で事案があれば、また他市の事案でも、等々があれば、そういう安全運転についてのご指導等々を行っているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 2点お答えいたします。副市長にというお話もございました

が、私の方から先、クールビズの件でお話しします。ことしの6月1日の朝でございまして、私、ネクタイしてございまして、当時の三好議長に一番初めに怒られた者といたしまして、ちょっと反省も込めてお話をさせていただきます。

クールビズは確かに環境対策課が呼びかけをし、庁内の職員にということになっております。実は28度にするということに主眼が置かれていて、別にネクタイをしていてもいいんじゃないかなというふうな、ちょっと思いを自分の中で持っておりました、実は。そういうご指摘もいただきましたので、いろいろと調べてみました。そうしましたら、トヨタ自動車などは、もうすべて来訪される方すべてに対してノーネクタイ、民間企業の徹底したやり方であるなと思いましたが、またそういう象徴的に行うことの大事さがあったのかなと、反省をした次第でございます。それ以降は1回もネクタイをしておりませんが、今後、ウォームビズ、クールビズありますけれども、そういう温度、エネルギーを管理する我々としては、また環境対策課と一緒に、もうちょっと強化したやり方で呼びかけをし、そういうこと、ご指摘されるようなことのないように、また取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、駐車場の件でございます。駐車場の件、経緯はよく存じております。一つは市民の、先ほど申しました市民意識調査の意見がございました。もう一つは、実は一方で誘導員が多過ぎるんじゃないかという意見も相当に寄せられてございまして、4名おりました、当時。それで3名にいたしました。そのカードを渡すことによるもめごとというのも何件が発生しております。なぜこんな暇やのに渡さ

ないかんねんみたいな話もあったりとか。その辺もありました。それと3名になったということで、カードを渡すことによって2名取られるみたいな形になっておりましたので、誘導というのは一つ確かに仕事はあるんですけど、もう1点、歩道を横断しますので、誘導される方にしていただきたいのは、安全確保、歩行者等の安全確保確認というのをお願いしたいなという思いがございまして、むしろそちらに力を入れてほしいという思いがございまして、私の独断ではあったんですけども、そういうブロック別のカード制というのは取りやめてみました。

先ほども申しましたけれども、混雑時においてどうかなという心配もいたしたんですけども、今の私の考え方では今の方がよりベターではないかなというふうに考えております。けれども、有料化の議論と、またおっしゃっておいりましたけれども、これについては以前から申し上げておりますけれども、市役所を使われる方に対する駐車場のあり方というのは、ちょっと有料化というのは我々としては踏み出しにくいのではないかなというふうに考えております。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 男女共同参画センター使用料について、委員ご指摘の件でございまして、本来の事務処理といたしまして、窓口で現金を受領後、直ちに納付すべきところを、還付手続の際に手元にあった現金で、その場でお返しをしておりましたことから、結果といたしまして、マイナス調定を切るなどの事務処理がされておらず、決算書には相殺された後の歳入のみが計上となっております。

○山本善信委員長 井口課長。

○井口秘書課長 それでは、秘書業務委託料につきまして、答弁をさせていただ

きます。

先ほどの答弁で少し触れさせていただいたかとは思いますが、再度、本市の秘書業務につきまして、ご報告いたしますと、形態につきましては、労働者派遣法に基づく派遣契約を締結させていただいております。したがって、派遣職員への指揮、命令権につきましては、市側でございます。秘書業務は専門性と指揮、命令を要する業務でありますことから、委託契約ではなく、派遣契約を採用いたしました。また予算の編成手続上、先ほどありますように28節、支出科目は限定されております。そのため派遣料とはなりません、節13、委託料ということで、この科目から支出をさせていただいております。

それと、予算措置が人事課ではなく、なぜ秘書課かということでございまして、病休等一時的な職員補充のための予算は人事課、それ以外、恒常的な業務に伴う人件費につきましては、各担当課でということがございまして、秘書業務につきましては、秘書課で予算措置をいたしました。

○山本善信委員長 川上次長。

○川上監査委員事務局次長 先ほど監査委員事務局にかかわります答弁をさせていただいたんですけども、ご質問の趣旨にかなわない点がございまして、おわびを申し上げます。

改めまして、中身について少し子細に立ち入って申し上げれば、当委員会所管ということで申し上げますと秘書課、人事課、並びに議会事務局というのが、その一部に留意すべき点ということに該当することになります。秘書課並びに人事課につきましては、先ほどちょっと申し上げました、資金前渡事務の処理における遅延ということでございました。議

会事務局におきましては、委託契約事務のおくれということをごさいます、本来、いわば事務を執行し、委託契約締結については、その事務開始時期に間に合う形で委託契約しないといけないわけでごさいますけれど、それにちょっと遅延が見られたということをごさいました。並びに、等し並なその表現でごさいますと、監査結果の公表としていかなものかということのご指摘もちょうだいしております。この辺、私ども事務局の立場でごさいますので、たちまちこうさせていただきます、あるいはこういたしますということは、ちょっとお答えしにくうごさいますので、これは持ち帰りまして、早速、監査委員の耳にもお入れしていきたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 私の方からは、広報紙についてご答弁申し上げます。

広報紙なんです、まず広報せつは市制施行当時から発行されていたものと思われ。その際、昭和46年からお知らせ版として人権や財政などの特集号としてお知らせ版が登場しました。今の形になったのは、昭和49年からと思われ。その際に新聞折り込みが始まったものと思われ。それで、自治会の加入率に関しましては、18年が73%、19年度においては70%と、加入率が下がっていることも十分認識いたしております。しかし、広報を、市の情報をお届けするに当たって、多くの転入者の方からは、広報がなぜ届かないのか、近隣市においてはこの全戸配布がかなり以前から実施されておりますので、そういう問い合わせを多く受けておりました。

それで、広報紙を等しく配布することも一つの使命と考えておまして、この新聞折り込みを、この19年7月からポ

スティングによっての全戸配布に切り換えいたしました。この実施に当たりましては、ことし2月、予算計上前に自治連の会長にご相談申し上げました。その際に新聞折り込みの配布方法の変更であり、一定の了解はいただいたものと思っております。また、全戸配達の実施に当たりましては、6月1日号、15日号の2回の広報紙のお知らせを実施いたしました。しかし、先日、自治連の役員の方から、十分周知されていないかという指摘もいただきました。その中で、10月15日においては、自治会回覧で改めて、この全戸配布のお知らせを実施したところでごさいます。15日号に関しましては、引き続き自治会のご協力を得て配布してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理・公平委員会事務局参事

私の方から公平委員会にかかわります地域手当の措置要求についてご説明をさせていただきますと思います。職員の勤務条件に関しての措置要求については、第三者的立場より公平な立場に立ち、任命権者からの答弁書を徴した上で、公平委員、3委員さんの審査により判定をされたものでごさいます。判定内容につきましては、人事院勧告の内容を受けて、市当局と市労連の間に交渉を妥結され、その結果、協定締結され、議会提案、可決と所定の手続はなされており、その内容については不法性がないことから、棄却されたものでごさいます。

委員ご指摘の地域手当が近隣において8から12%であることにつきましては、公平委員さんにおかれましても、審査の過程におきまして、国が地域手当を本市において6%とされたことにつきまして、十分な論拠が示されていないことについ

て、本件の判定を離れた部分について課題を残されているということと考えておられました。しかしながら、最終的には公平委員会としての職責の範囲では、棄却という判断をせざるを得なかったというものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、大阪府議会議員選挙にかかります10分の10の表現の仕方について、先ほど説明させていただいた、年度をまたぐ選挙ということで、18年度と19年度を合わせた結果、100%の府の委託金で賄えることを意図したところで、10分の10という表現をさせていただいているところでございますけれども、委員ご指摘のとおり、わかりにくい点もございますので、決算書ということで、ほかとのバランスもあるかと思えますので、財政課と関係部局と相談させていただいて、今後考えさせていただきたいと思えます。

○山本善信委員長 副市長。

○小野副市長 財政運営につきまして若干、総務部長が言いました中身で申し上げたいと思えます。

今日まで確かに、今まで議会言われていました起債残高約970億円の時代があり、19年度予算で760億円まできたと、ここまで来るまでには第1次、第2次行革、第3次行革という形の中で、大変な議会のご支援なり、市民の方々にご迷惑をおかけしてきたというふうに思っております。ただ、今、三好委員おっしゃっているように、私どもはこれは一瞬の花火になってはいけないというふうに思っております。とりわけ平成20年度予算について、今日まで苦しんできたのは、まさしく公債費によるピークと、これが乗り切れないのではないかとお願いいたしますと申し上げました。

それから19年度から22年度までの退職手当、約50億円、まだ残っております。これは税収が若干狂えば、これがまた狂ってくるということは、非常に危惧されると。そこに一部、ちょっと危惧しておるのは、摂津市はもう改善したのではないかというような危惧があります。

私どもは、この10月3日に予算編成方針で、そうではないと、それで一つ言っておいたのは、企業誘致条例による歳入がなければ経常収支比率は102ポイントでありますよと、それで資本費平準化債なければ107.4まで登ってくると、この二つがあるがゆえに、こういう形になっておることであるので、まさしく企業誘致条例は5年間で一応時限だということになるならば、そこからは基金の取り崩しなんだということをおわった上で予算編成しなきゃならない。私どもは、今までみたいに借金も身のうちというような考え方の中で、起債に頼っていくと、また20年度予算の中にも事業で起債に頼るということになってきますと、この3か年平均の実質公債費比率、近畿2府4県でワースト5位という、この状況から脱し切れない形になる可能性がある中で、ここを見た上で平成20年度予算は十分な、その辺のところを配慮しながら、辛抱するものは辛抱すると、やるべきものはきちっとやっていくという形でもって予算を組ませていただきたいというのが基本的な、今考えておる基本的な視点でございます。

それから、このクールビズの点でございますが、委員ご指摘のように、決めたことは守りなさいよと、議論があるんであればもっと議論すべきやないのかということでもあります。確かにその議論はございました。それで、一部議会でも言われましたように、ここでは読み取れませ

ん、この広報紙では。クールビズは軽装でノー上着、ノーネクタイを実施しますとはっきり書いておるわけですから、ここには全然読み取る余裕がないと。ただ私どもは、これは、目的は28度の設定をしてですね、それで地球温暖化防止のその手法としてノーネクタイでありノー上着をやっていこうということでありました。若干来年度に向けて、この趣旨は十分活かしてやってまいります、市として若干危惧しておるのは、確か三好議長時代には、そのことを言われたときにはですね、私はこういう温暖化防止のやっておりますので、それで、市としての公式的なものとかですね、若干、6月からの4か月間の中にいろんな、市民の形もございました。来庁者の間でも。そういうことも、もう少し整理した上で、内部で議論した上できちっと守るべきは守ると、基準をつくるなら基準をつくると、目標と言いますか、こういう方法で目標をこう持っていこうということは、もう少し内部で議論しとかなければいけないということが残っております。上着着て行っても、私は寒く感じるんですよというふうな職員もおったわけでございますから、それを言ってしまいますと、これが飛んでしまうわけですね。そういうことのないような、またもうちょっと議論した上で、やるならきちっとみんなが納得してやっていくという形を、もう少し議論をした上で、来年度に向けて取り組んでまいりたいと、そのことは事前にまた議会でも十分、ご協議を申しながら、その地球温暖化防止に向けて取り組みさせていただきたいなということを思っておりますので、もう少し内部で議論はしてみたいことはしてみたいということは思っております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 もう時間も来ましたし、久々に質問をさせていただいて、再質問しようというふうには思っていましたけれども、もうきょうはこれで、この平成18年度決算は、それぞれ皆さん方の本当に真摯なご答弁をいただきまして、またさらなる展開をしていただけたらというふうには要望だけしておきたいというふうに思いますが、1点、駐車場の考え方は、小屋をつくったから、そういった経過になってきて、小屋がなければ私もそれでは同感なんです。あるからという観点から言うてるから、きょうはもうその程度にしときましょう。改めてその考えは言うときます。

秘書業務の委託料というのはね、決算概要に、あなたがそういうふう書いているから、私は言っているだけであって、それならば派遣業として書くんやったら、こういう質問はしてないんです。まずは、そういったことの精査をしながら、ちゃんと答弁をしていただきたいなと言うて、感想だけ言うときます。

牛渡課長のところは、本当に正直に言うていただきました。これは男女共同参画センターを責めるのではなしに、ややもすると、こういう時代だからひずみが生じて、そういう現金徴収をしたり、それを今度、本来の入金しとかなければならない、繁忙になってきてますよね、職員がどんどんどんどん減ってきたり、いろいろな、そういう業務のふくそうの中で出てきた案件かなというふうに思っております。ただ単なる一課だけを見るのではなしに、改めて全課、特に人事の方が指導をしていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○山本善信委員長 本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後5時4分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 三好義治